

目 次

1. 静岡県教職員の共済制度に関する条例	2
2. 財団法人 静岡県教職員互助組合寄附行為	4
3. 財団法人 静岡県教職員互助組合運営規約	10
4. 財団法人 静岡県教職員互助組合運営細則	23
5. 財団法人 静岡県教職員互助組合運営規約第4条第4号の組合員に関する内規	27
6. 財団法人 静岡県教職員互助組合役員等選出内規	28
7. 財団法人 静岡県教職員互助組合評議員選出基準	29
8. 財団法人 静岡県教職員互助組合監事監査規程	30
9. 財団法人 静岡県教職員互助組合公印規程	32
10. 財団法人 静岡県教職員互助組合支部規約準則	34
11. 財団法人 静岡県教職員互助組合住宅関係事業運営細則	35
12. 財団法人 静岡県教職員互助組合特別住宅貸付事業運営細則	39
13. 財団法人 静岡県教職員互助組合貸付金の弁済に関する基準	43
14. 財団法人 静岡県教職員互助組合貸付審査内規	46
15. 財団法人 静岡県教職員互助組合購入資金貸付に関する規程	47
16. 財団法人 静岡県教職員互助組合指定商店に関する規程	49
17. 財団法人 静岡県教職員互助組合浜名湖宿泊所（サンレイク美浜）運営規程	50
18. 財団法人 静岡県教職員互助組合特別積立金事業規程	52
19. 財団法人 静岡県教職員互助組合法人施設建設資金貸付規程	55
20. 財団法人 静岡県教職員互助組合退職互助部規程	57
21. 財団法人 静岡県教職員互助組合退職互助部運営細則	63
22. 財団法人 静岡県教職員互助組合支部規約準則退職互助部内規準則	65
23. 財団法人 静岡県教職員互助組合退職互助部互助年金事業規程	66
24. 財団法人 静岡県教職員互助組合会計規則	70
25. 財団法人 静岡県教職員互助組合情報公開規程	76
26. 財団法人 静岡県教職員互助組合貸倒引当金に関する規程	78
27. 財団法人 静岡県教職員互助組合個人情報保護規程	79
28. 社団法人 社団法人清水教育協会から寄付を受けた建物の運営規程	83
・退職慰労金等算出基準	85
・福祉基金積立金事業実施要項	86
・財団法人 静岡県教職員互助組合債権償却事務処理要項	87
・教職員互助組合サポーター会員（互助新聞シリーズ購読会員）制度要項	88

1. 静岡県教職員の共済制度に関する条例

昭和31年10月16日 条例第70号
改正 昭和35年7月13日 条例第25号
昭和40年10月12日 条例第46号

(目 的)

第1条 教職員は、相互共済及び福利増進を図るため、この条例に定めるところにより独立の組合（以下「組合」という）を組織することができる。

(教職員の範囲)

第2条 この条例において教職員とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県から給与の支払を受けている学校教職員
- (2) 前号のほか公立学校共済組合静岡県支部に加入する組合員である教職員

2 前項の規定にかかわらず組合は、県教育委員会の承認を得て必要と認める者を加入させ、又は特別の事情ある者を除くことができる。

(重複加入の禁止)

第3条 前条に規定する教職員は、この条例に基づいて設置される組合と静岡県職員の共済制度に関する条例（昭和31年静岡県条例第62号）に基づいて設置される組合に重複して加入することはできない。

(事 業)

第4条 組合は、教職員又はその扶養親族の福利厚生等に関する資金の給付、貸付及びその他必要な事業を行うものとする。

(掛金及び補助金)

第5条 組合の事業は、組合員の掛金及び県費補助金その他の収入によって運営するものとする。

- 2 組合員は、組合に対し、毎月掛金を払い込まなければならない。
- 3 県は組合に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(掛金等の給与からの控除)

第6条 県の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金及び貸付金の弁済額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込むものとする。

(規 約)

第7条 組合は、事業を執行するに必要な規約を定めなければならない。

- 2 前項の規約の制定改廃については、県教育委員会の承認を受けなければならない。

(監 督)

第8条 県教育委員会は、組合の事業を監督し、必要な報告を求めることができる。

(委 任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年1月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、現に存する静岡県教育公務員弘済会は、この条例により設置された組合とみなす。

附 則（昭和35年7月13日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（昭和40年10月12日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 財団法人 静岡県教職員互助組合寄附行為

昭和47年4月1日制定
昭和52年6月4日改正
昭和54年6月19日改正
昭和58年7月22日改正
平成元年1月13日改正
平成4年6月23日改正
平成12年3月30日改正
平成16年1月30日改正
平成18年3月31日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人静岡県教職員互助組合という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を静岡市葵区駿府町1番12号に置き事務局と称する。

(目 的)

第3条 この法人は、静岡県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の生活の安定と福利の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教職員の共済制度に関する条例に基づく事業
- (2) 教育文化の向上に関する事業
- (3) 教育関係者の福祉の向上と生活の安定を図るための事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金
- (5) 寄付金品
- (6) その他

(資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、基本財産として寄付された財産及び理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

(基本財産の管理等)

第8条 この法人の基本財産は、処分（譲渡、交換又は担保に供するを含む。）してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経、かつ静岡県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時金を除く。）をしようとする場合も前項と同様とする。

3 基本財産のうち現金は、信用ある金融機関に預け入れ、若しくは信託し、又は国債、地方債等確実な有価証券にかえ保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算書は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て静岡県教育委員会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 理事長は、毎会計年度終了後3か月以内に事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て静岡県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰入れ、又は翌年度に繰越すものとする。

(新たな義務の負担等)

第11条の2 第8条ただし書並びに同条第2項及び第3項の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第3章 役員、評議員、組合員及び職員

(役員の種類)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事15人以上19人以内
- (2) 監事3人以上5人以内

(役員を選任)

第14条 役員は、別に定める役員等選出内規に基づき、評議員会において選任し、理事は、互選により、理事長1人、副理事長3人、専務理事1人及び常務理事2人を定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第15条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会の決する順序により、その職務を代理し、又は代行する。
- (4) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を掌理する。
- (5) 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を掌理する。
- (6) 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期及び解任)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは引続いて、その職務を行うものとする。

3 役員で、役員としてふさわしくない行為があった時は、理事会及び評議員会の議決により解任することができる。

(役員給与)

第17条 役員は、名誉職とする。ただし、常勤役員に対する報酬手当は別に定める。

2 役員は、職務のために要した費用の弁済を受けることができる。

(顧問)

第18条 この法人には、理事会の議決により顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、理事会の諮問にこたえこの法人の事業について意見を述べるすることができる。

(参与)

第19条 この法人には、理事会の議決により参与を委嘱することができる。

2 参与は、理事長の諮問にこたえこの法人の事業について意見を述べるすることができる。

(評議員の定数、選任、任期)

第20条 この法人に評議員50人以上60人以内を置く。

2 評議員は、別に定める役員等選出内規に基づき選出し、その任期は1年とする。

(評議員の職務)

第21条 評議員は、評議員会を組織してこの寄附行為の定めるところにより必要な事項を審議する。

(組合員)

第22条 この法人に組合員を置く。

2 組合員に関する事項は、運営規約で定める。

3 組合員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

(職員)

第23条 この法人の事務局には、職員若干名を置き、理事長が任免する。

2 事務局の職制については、理事会で定める。

3 職員の服務、給与は別に定める財団法人静岡県教職員互助組合職員の任免・就業に関する就業規則による。

第4章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(理事会の審議事項)

第25条 理事会は、次の事項について評議員会の意見を尊重して議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 資産管理及び処分に関すること。
- (4) 寄附行為及びこれに基づく諸規程の制定、改廃に関すること。
- (5) 残余財産の処分に関すること。
- (6) その他、この法人の運営に関する重要な事項に関すること。

(招集)

第26条 会議は、理事長が招集する。

2 会議を招集するには、会議の構成員に対し少なくとも開催日の5日前までに会議の日時、場所及び目的並びに内容を記載した書面を送付しなければならない。

3 会議の構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった時、又は監事からその権限に基づき請求があった時は、理事長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第27条 会議の議長は、理事長がこれに当たる。

(定数)

第28条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を行うことができない。

(議決)

第29条 会議の議事は、この寄付行為に別に定める場合を除いて、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、寄付行為の変更、役員を選任若しくは解任については、構成員の3分の2以上の同意がなくてはならない。

(書面表決及び委任)

第30条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第28条及び第29条の規定の適用については出席したものとみなす。

(評議員会の審議事項)

第31条 評議員会は、第25条各号に掲げる事項について審議する。

(監事の出席)

第32条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(議事録)

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時、場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した評議員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言要旨
- (6) 議事録著名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及び出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第34条 この寄付行為は、理事会及び評議員会の同意を経て静岡県教育委員会の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を経て静岡県教育委員会の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会の同意を経て、かつ静岡県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第 6 章 補 則

(運営規約への委任)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、運営規約で定めるものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和47年4月1日から実施する。
- 2 この法人の設立初年度および次年度の事業計画および収支予算は、この寄附行為の規定にかかわらず、別紙事業計画書および収支予算書のとおりとする。
- 3 この法人は、従来存立した静岡県教職員互助組合の事業にともなうすべての権利義務を継承する。
- 4 この寄附行為実施の際、現に静岡県教職員互助組合の組合員および職員であった者については、それぞれ引続き寄附行為第22条に規定する組合員および、第23条に規定する職員とする。
- 5 この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の規定にかかわらず、次のとおりとし、任期は、昭和47年5月31日までとする。

理 事 長	相 佐 明 一	浜松市浅田町155 - 2
副理事長	勝 又 武 一	富士市久沢467 - 1
常務理事	菊 田 昭	焼津市石津2341 - 1
理 事	菅 原 孝	静岡市千代田170
〃	山 本 隆	静岡市緑町13
〃	渡 辺 光 吉	静岡市沓谷 6 丁目14 - 3
〃	小 林 清	静岡市大原1894
〃	川 口 義 雄	沼津市本錦町649 - 1
〃	松 岡 紋 子	藤枝市郡140
〃	本 田 悦 郎	静岡市沓谷 4 丁目86
〃	渡 辺 信 夫	横浜市磯子区下町 5 - 17
〃	伊 藤 正 則	磐田市富士見町 1 丁目14 - 8
監 事	児 玉 静 夫	静岡市小鹿 1 丁目26 - 26
〃	永 嶋 芳 雄	静岡市広野1012 - 1
〃	山 田 方 乙	引佐郡細江町気賀10769

附 則

この寄附行為は、昭和52年5月24日から実施する。

附 則

この寄附行為は、昭和54年6月19日から実施する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

改正後の寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

改正後の寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行し、平成4年6月1日から適用する。

附 則

この変更は、静岡県教育委員会の認可のあった時から効力を生ずる。

附 則

この変更は、静岡県教育委員会の許可のあった時に効力を生じる。

附 則

この変更は、静岡県教育委員会の認可のあった時に効力を生じる。

3. 財団法人 静岡県教職員互助組合運営規約

昭和28年10月1日制定
昭和60年7月13日改正
昭和61年6月21日改正
昭和61年10月4日改正
昭和62年6月27日改正
昭和63年6月25日改正
平成元年1月13日改正
平成元年4月7日改正
平成元年7月24日改正
平成2年3月13日改正
平成2年12月21日改正
平成3年2月21日改正
平成3年9月10日改正
平成4年3月17日改正
平成4年5月16日改正
平成4年8月26日改正
平成5年3月16日改正
平成6年3月17日改正
平成7年3月16日改正
平成8年3月13日改正
平成9年8月8日改正
平成9年12月16日改正
平成10年3月11日改正
平成10年5月8日改正
平成11年3月16日改正
平成12年3月16日改正
平成12年5月16日改正
平成12年7月5日改正
平成13年3月9日改正
平成13年12月5日改正
平成14年3月15日改正
平成14年10月10日改正
平成15年3月14日改正
平成16年5月27日改正
平成17年3月18日改正
平成18年3月15日改正
平成18年12月8日改正
平成19年3月13日改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この規約は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「組合」という）寄附行為（以下「寄附行為」という）第22条第2項並びに第37条の規定に基づき、この法人の運営に関し必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 寄附行為第4条に掲げる事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 給付事業
 - イ. 短期給付事業
 - ロ. 福祉給付事業
 - ハ. 長期給付事業
- (2) 福祉文化事業
- (3) 貸付事業
- (4) 宿泊事業
- (5) 公益事業
- (6) 退職互助部事業

- (7) 特別積立金事業
 - (8) 福祉基金積立金事業
 - (9) その他必要な事業
- (支 部)

第3条 この組合は、別に定める細則に従い支部を設ける。

第2章 組 合 員

(組合員の資格)

第4条 組合員の資格は次の各号による。ただし、臨時の職員及び常時勤務に服さない者を除く。

- (1) 県から給与の支払を受けている学校教職員
- (2) 前号のほか、公立学校共済組合静岡県支部に加入する組合員である教職員
- (3) この組合の常勤の役職員
- (4) 前各号に準ずるもので、特に理事会が加入を認め、静岡県教育委員会の承認を得たもの

(加 入)

第5条 前条の資格を有するものは、加入資格を有した日から90日以内に組合に届出るものとする。

(権利の喪失)

第6条 組合員は規約第4条に掲げる資格を喪失すると同時に、組合員としての一切の権利を喪失する。ただし、別途規定を設けた場合は、この限りでない。

(届 出)

第7条 組合員はその資格を喪失し、又はその資格に変動があったときは、ただちに組合に届出なければならない。

(除 名)

第8条 組合員であって、この組合の目的に反する行為のあったもの、及び組合の発展に障害する行為のあったものは、理事会の議決を経て除名することができる。

第3章 退職互助部会員

(退職互助部)

第9条 規約第2条第6号に規定する事業を実施するため退職互助部を設け、これに次の会員を置くことができる。

- (1) 現職会員
- (2) 退職会員
- (3) 準会員

2 現職会員は組合員をもって当てる。

3 退職会員は組合在会期間が10年（昭和58年3月31日以前の組合在会者については5年）以上の組合員であって退職後所定の届出をした者であること。

4 準会員は退職会員の配偶者で所定の届出をした者及び、組合在会期間10年（昭和58年3月31日以前の組合在会者については5年）以上の組合員が死亡した場合において、その配偶者で所定の届出をした者であること。

5 前第2項、第3項及び、第4項に準ずるもので理事会が特に加入を認めた場合は、その者を退職互助部の会員とすることができる。

(退職互助部会員の権利義務)

第10条 退職互助部会員の権利義務については、別に定める退職互助部規程により定める。

第4章 会 計

(会計の区分)

第11条 組合の会計は次の各号とする。

- (1) 業務会計
- (2) 短期会計
- (3) 長期会計
- (4) 特別積立金事業会計
- (5) 公益事業会計
- (6) 退職互助部事業会計
- (7) 福祉基金積立金事業会計
- (8) 互助年金事業会計
- (9) サンレイク美浜会計
- (10) おしば会館会計

(準備金)

第12条 組合は毎会計年度、短期会計において短期給付にあてるべき支払準備金及び、災害見舞金準備金を積立てることができる。

- 2 組合は毎会計年度、長期会計、特別積立金事業会計及び、退職互助部事業会計において当該長期給付及び、退会給付にあてるべき準備金（以下「責任準備金」という）を積立てなければならない。
- 3 前各項の準備金はこの組合の事業資金として運用することができる。
- 4 組合は毎会計年度、公益事業会計において事業費にあてるべき支払準備金を積立てることができる。

(運用資金の預入)

第13条 組合の運用資金は理事会の承認を得た信用ある金融機関に預け入れるものとする。

第5章 掛 金

(掛 金)

第14条 組合員は掛金を負担するものとする。ただし、育児休業期間中の掛金は免除する。

(掛金の区分)

第15条 前条の規定により組合員が毎月負担する掛金は次のとおりとする。

- (1) 短期掛金は給料額の1,000分の6とする。
- (2) 長期掛金は給料額の1,000分の3とする。
ただし、給料額の1,000分の3が300円に満たないものについては300円とする。

(給料額の意義)

第16条 この規約において給料額とは、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で、月額をもって支給されるもの又は、これに準ずるものをいう。

- 2 県人事委員会勧告により給与改定が実施された場合、既に支給された給料額から徴収している掛金の調整は行わない。

第6章 給付事業

(組合の給付)

第17条 組合は組合員の出産、災害、死亡、又は被扶養者の病気、負傷、配偶者の出産、死亡に関し、

規約第2条第1号イに規定する短期給付を、組合員の病気、負傷、障害、結婚等に関しロに規定する福祉給付を、組合員の退職に関しハに規定する長期給付を行うものとする。

(給付額の算定基準となる給料額)

第18条 給付額の算定基準となる給料額とは当該給付事由の発生した時点において、その掛金額の算定基準となった給料額をいう。

(被扶養者の範囲)

第19条 この規約において被扶養者とは、公立学校共済組合において認定されたものをいう。ただし、規約第4条3号、第4号に掲げる組合員で、公立学校共済組合以外の社会保険に属する組合員の被扶養者については、それぞれ当該社会保険において認定された被扶養者の範囲とする。

(被扶養者の特別認定)

第20条 組合は組合員の申請によりその配偶者の社会保険上の被扶養者（地方職員共済組合静岡支部、警察共済組合静岡支部の被扶養者及び配偶者が互助組合の加入資格を有するもので、互助組合未加入者の被扶養者を除く）を、その組合員の被扶養者として特別に認定することができる。

(給付を受けるべき遺族の範囲及びその順位)

第21条 この規約において給付を受けるべき遺族の範囲及び順位については、地方公務員等共済組合法第2条第1項第3号、第45条並びに第46条の規定による。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第22条 この規約に基づき、給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができる給付で、その支払を受けなかったものがあるときは、前条の規定に基づいてこれをその者の遺族に支給するものとする。

(給付の時効)

第23条 給付を受ける権利は、その給付の事由の発生の日から1年間請求しないときは消滅する。

ただし、障害見舞金については、審査会において認めた場合は、その限りではない。

(短期給付の種類)

第24条 この規約による短期給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費
- (2) 出産手当金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) 死亡弔慰金
- (6) 配偶者弔慰金

第25条 削除

(家族療養費)

第25条の2 組合員の被扶養者が疾病にかかり、又は負傷により療養をうけたときは、家族療養費を給付する。

2 給付の対象となる家族療養費は保険適用の療養費とし、保険適用外の差額ベッド料、付添看護料等は含まない。

3 家族療養費の額は、自己負担額から3,000円を控除した額とし、同一月の同一保険医療機関等ごとに算定する。

ただし、算定額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 前項の規定により算定した額が、現に本人が負担する療養費の額を超える場合においては、その限度においてこれを給付する。

(出産手当金)

第26条 組合員及び組合員の配偶者が出産したときは、出産手当金を給付する。

2 出産手当金の額は2万円とする。

(傷病見舞金)

第27条 組合員が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し療養のため引続き勤務に服することができなくなって、給料の一部又は全部を減ぜられたときは、その期間中傷病見舞金を給付する。

2 傷病見舞金の額は次のとおりとする。

(1) 給料の一部を減ぜられたとき 月額 給料額の0.1か月分

(2) 給料の全部を減ぜられたとき

イ. 被扶養者がある組合員は月額 給料額の0.9か月分

ロ. 被扶養者が無い組合員は月額 給料額の0.7か月分

3 共済組合等から傷病手当金等が給付されている間は、その給付金を給料額の全部又は一部とみなし、給付額を算定する。

(災害見舞金)

第28条 組合員が水震火災等によって損害を受けたときは、災害見舞金を給付する。

2 災害見舞金の額は次の基準による。

(1) 住居及び家財の全部が滅失したとき 30万円

(2) 住居及び家財の2分の1以上が滅失したとき 18万円

(3) 住居又は家財の全部が滅失したとき 18万円

(4) 住居及び家財の3分の1以上が滅失したとき 9万円

(5) 住居又は家財の2分の1以上が滅失したとき 9万円

(6) 床上浸水120cm以上の時 9万円

(7) 住居又は家財の3分の1以上が滅失したとき 3万円

(8) 床上浸水のとき 3万円

(9) 住居又は家財の5分の1以上が滅失したとき 2万円

(死亡弔慰金)

第29条 組合員が死亡したときは、死亡弔慰金を給付する。

2 死亡弔慰金の額は20万円とする。ただし、加入1年未満に死亡したときは10万円とする。

(配偶者弔慰金)

第30条 組合員の配偶者が死亡したときは配偶者弔慰金を給付する。

2 配偶者弔慰金の額は、10万円とする。

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

(福祉給付の種類)

第34条 この規約による福祉給付は次のとおりとする。

(1) 療養費

(2) 障害見舞金

(3) 結婚祝金

(4) 入院見舞金

(5) 在宅療養見舞金

(療養費)

第34条の2 組合員が疾病にかかり、又は負傷により療養を受けたときは、療養費を給付する。

2 給付の対象となる療養費は、保険適用の療養費とし、保険適用外の差額ベット料、付添看護料等は含まない。

3 療養費の額は、自己負担額から3,000円を控除した額とし、同一月の同一保険医療機関等ごとに

算定する。

ただし、算定額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 前項の規定により算定した額が、現に本人が負担する療養費の額を超える場合においては、その限度においてこれを給付する。

(障害見舞金)

第35条 組合員が疾病又は負傷により、身体に障害を受けたときは障害見舞金を給付する。

- 2 障害見舞金の額は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表又は労働基準法施行規則別表第2号身体障害等級表を基準とし、次の表による。

身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
労働基準法施行規則別表第2号身体障害等級表	第1級 第2級 第3級	第4級 第5級	第6級 第7級	第8級	第9級 第10級	第11級	第12級 第13級 第14級
障害見舞金の額	70万円	60万円	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円

(結婚祝金)

第35条の2 組合員が結婚したときは、結婚祝金を給付する。

- 2 結婚祝金の額は2万円とする。
3 前各項の規定は、組合員であったものが退職後3か月以内に結婚したときもこれを適用する。

(入院見舞金)

第36条 組合員及び組合員の被扶養者が、疾病又は、負傷により医療機関等に入院したときは、入院見舞金を給付する。

- 2 入院見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 組合員が入院したとき 入院1日につき 300円
(2) 組合員の被扶養者が入院したとき 入院1日につき 200円

(在宅療養見舞金)

第36条の2 組合員及び組合員の被扶養者が寝たきり等で介護を必要とし、自宅において療養しているときは在宅療養見舞金を給付する。

- 2 在宅療養見舞金の額は月額6,000円とする。
3 在宅療養見舞金の給付期間は第1項の規定に該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月）から当該規定に該当しなくなった日の属する月までとする。

第36条の3 削除

第36条の3の1 削除

第36条の4 削除

第36条の5 削除

第36条の6 削除

第36条の7 削除

(長期給付の種類)

第37条 この規約による長期給付は、退職慰労金とする。

(退職慰労金)

第38条 組合員が退職したときは、退職慰労金を給付する。

2 退職慰労金の額は、別に定める退職慰労金等算出基準により算定した額とする。

第39条 削除

(給付の減額)

第40条 戦争、内乱、地震、風水害、津波、噴火、その他組合の責めに帰することのできない原因によって運営困難におちいったときは、理事会の議決により給付額を減ずることができる。

(給付の停止)

第41条 給付の請求が次の各号によって行われたときは、理事会の議決により給付額の全部又は一部を給付しないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生ぜしめたとき
- (2) 給付の原因に虚偽があったとき
- (3) 給付の請求その他に関し不正の事実があったとき
- (4) 掛金の納付を怠ったとき
- (5) その他組合の事業の発展を阻害する行為のあったとき

2 前各号に該当した事実が給付後に判明したときは、これの全部若しくは一部を返還させるものとする。

第7章 福祉文化事業

(福祉文化事業)

第42条 組合は組合員の福祉の増進及び教育文化の向上に資するため次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 組合員の保健、厚生に資する事業
- (2) 組合員の貯蓄、住宅、法律、旅行等の相談に応ずる事業
- (3) その他組合員の福祉の増進及び教育文化の向上に資する事業

2 前項の福祉文化事業を実施するために必要な要項は別に定める。

(費用)

第43条 前条の事業に参加するものに対して必要あるときは、所要経費の一部又は、全部を徴収することができる。

2 組合の発行する互助新聞の購読料は規約第15条第1号に定める短期掛金に含むものとする。

第8章 貸付事業

(組合の貸付)

第44条 組合は組合員の生活、住宅の建設、子弟の奨学等の資に当てるべき資金を貸付けることができる。

(貸付の種類)

第45条 この規約により貸付は次のとおりとする。

- (1) 生活資金の貸付

- (2) 購入資金の貸付
- (3) 奨学資金の貸付
- (4) 入学資金の貸付
- (5) 結婚資金の貸付
- (6) 住宅資金の貸付
- (7) 介護・看護資金の貸付

(利 息)

第46条 貸付金の利率は年利4.26%とし貸付の日から起算する。

(貸付金の弁済)

第47条 借受人は毎月組合に貸付金の弁済をしなければならない。

2 貸付金の弁済期間については、別に定める基準による。

(借入金の清算)

第48条 借受人が組合員としての資格を失ったときは、貸付金の残額金額をただちに弁済しなければならない。

(貸付の決定)

第49条 貸付の決定は理事会で行う。

(貸倒引当金)

第49条の2 組合は、財政の健全性を確保するため貸付金に対し、貸倒引当金を計上しなければならない。

2 貸倒引当金に関する必要な事項は別に定める。

(生活資金)

第50条 組合員が不時に資金を必要とするときは、生活資金として200万円以内の貸付を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、組合員は、別途次の各号の貸付を受けることができる。

- (1) 組合員が規約第28条に規定する程度の災害を受けたときは、被災後6か月以内に200万円以内の貸付。
- (2) 組合員が自家用車を購入しようとするときは、オートローンとして購入価格以内でかつ200万円以内の貸付。

(購入資金)

第51条 組合員が物資を購入しようとするときは、購入資金として商品代に相当する金額の貸付を受けることができる。

(奨学資金)

第52条 組合員が組合員及び組合員の子弟の進学のために資金を必要とするときは、奨学資金として次の貸付を受けることができる。

- (1) 高校在学のときは月額1万円以内で学則に定める最低修業年限以内
- (2) 大学及びこれに準ずる学校在学のときは、月額5万円以内で学則に定める最低修業年限以内
- (3) 大学院修士課程在学のときは、月額5万円以内で2か年以内

2 この資金の貸付を受けることのできるものは、加入後3年以上を経過した組合員に限る。

(入学資金)

第53条 組合員が組合員及び組合員の子弟の高校、大学、大学院修士課程及びこれに準ずる学校に入学のために資金を必要とするときは、入学資金として200万円以内の貸付を受けることができる。

2 この貸付を受けることのできるものは、加入後3年以上を経過した組合員に限る。

(結婚資金)

第54条 組合員が組合員及び組合員の子弟の結婚のために資金を必要とするときは、結婚資金として

200万円以内の貸付を受けることができる。

(住宅資金)

第55条 組合員が住宅及び付属設備の建築、購入、又は宅地の購入のため資金を必要とするときは、住宅関係事業運営細則の定めるところにより1,500万円以内の貸付を受けることができる。

ただし、組合の指定する会社で建築するときは1,800万円以内の貸付を受けることができる。

(災害復旧の為の貸付)

第55条の2 前各条の規定にかかわらず組合員が天災地変等により被災し、その復旧の為に借り受ける生活資金及び、住宅資金の貸付金については、災害復旧支援の為の特別措置として貸付の適用範囲並びに、貸付利率等を理事会で決めることができる。

(介護・看護資金)

第55条の2の2 組合員が組合員又は組合員の配偶者の父母、又は被扶養者を介護又は看護のために資金を必要とするときは、介護・看護資金として200万円以内の貸付を受けることができる。

(貸付額の単位)

第55条の3 貸付額の単位は、次の各号とする。

- (1) 10万円を単位とする。ただし、購入資金及び奨学資金を除く。
- (2) 購入資金は、1円を単位とする。
- (3) 奨学資金は、1万円を単位とする。

第9章 宿泊事業

(宿泊事業)

第56条 組合は組合員の利用に供するため宿泊所を建設、経営し或いは宿泊施設を指定することができる。

2 前項の宿泊事業を実施するために必要な規程は別に定める。

第10章 公益事業

(公益事業)

第57条 組合は公益事業を行うことができる。

2 前項の公益事業を実施するために必要な要項は別に定める。

第11章 退職互助部事業

(退職互助部事業)

第58条 規約第2条第6号に定める退職互助部事業を実施するために必要な規程は別に定める。

第12章 福祉基金積立金事業

(福祉基金積立金事業)

第58条の2 組合は福祉基金積立金事業を行うことができる。

2 前項の福祉基金積立金事業を実施するために必要な実施要項は別に定める。

第13章 削 除

第59条 削除

第60条 削除

第14章 雑 則

(短期給付の費用及び区分経理)

第61条 規約第24条に定める短期給付に要する費用は、規約第15条に定める掛金の3割相当額及びその他の資金をもって充てる。

2 前項の経理は、規約第11条の規定にかかわらず、区分経理する。

(細 則)

第62条 組合の業務執行のために必要な細則は別に定める。

(規約の改廃)

第63条 この規約の改廃は、理事会で行ない、評議員会に報告しなければならない。

第64条 削除

(実施期日)

第65条 この規約は、昭和55年6月10日から実施し、昭和55年8月1日から適用する。ただし、規約第30条は、昭和55年4月1日から適用する。

2 規約第36条第2項は、昭和54年6月1日の診療分から適用する。

3 規約第38条は、昭和56年6月16日から実施し、昭和56年6月1日から適用する。

4 規約第39条は、昭和56年6月16日から実施し、昭和56年4月1日から適用する。

5 規約第9条、第26条、第28条、第29条、第32条、第34条、第36条は、昭和57年6月22日から実施し、昭和57年4月1日から適用する。

6 この規約は、主務官庁の認可のあった日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

7 この規約は、主務官庁の承認のあった日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。ただし、規約第61条については、昭和59年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、主務官庁の承認のあった日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則

1 改正後の規約は、主務官庁の承認のあった日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。ただし、規約第50条、第52条、第54条、及び第55条については、昭和60年7月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、昭和60年4月1日以後に給付することとなる療養費、家族療養費及び、継続療養費のうち、同日前に給付する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

改正後の規約は、主務官庁の承認のあった日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。ただし、第15条及び第38条については、昭和61年7月1日から適用する。

附 則

改正後の規約は、主務官庁の承認のあった日から施行する。

附 則

改正後の規約は、主務官庁の承認のあった日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。ただし、第33条、第1項及び第2項、第3項は、昭和62年7月1日から適用し、第35条第3項については、昭和62年7月1日以後退職したものから適用する。

附 則

改正後の規約は、主務官庁の承認のあった日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成元年1月13日から実施し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規約は、平成元年4月7日から実施し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規約は、平成元年7月24日から実施し、平成元年6月1日から適用する。

附 則

改正後の規約は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成3年1月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

1 改正後の規約は、平成3年9月10日から実施し、平成4年4月1日から適用する。

2 平成4年4月1日現在における未加入者については、平成4年9月30日までに組合に届出たもの
に限り加入を認める。

附 則

改正後の規約は、平成4年4月1日から実施する。ただし、規約第46条第2号は、平成4年6月1
日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成4年5月16日から実施し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規約は、平成4年12月1日から実施する。ただし第33条第1項は、平成4年4月1日から
適用する。

附 則

改正後の規約は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成9年9月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規約は、平成10年9月1日から実施する。

附 則 [平成10年3月11日理事会]

(貸付利率の変更に関する特例)

1 平成10年9月1日から運営規約第46条に基づく貸付金利率を特例貸付利率とする。

2 特例貸付利率は、公立学校共済組合（以下「共済組合」という）が特例貸付金利率を適用してい

る間は、共済組合の一般、住宅、教育、医療、結婚貸付に係る貸付金の利率と同率とする。

- 3 平成8年4月1日から平成10年8月31日までの間の貸付者の貸付利率については、平成10年9月1日から規約第46条及び附則第1項及び第2項を適用する。
- 4 平成10年9月1日から平成12年3月31日までの間の貸付利率は、附則第2項にかかわらず特例措置として年利2.76%とする。
- 5 平成8年3月31日以前の貸付者の貸付利率については、年利4.26%とする。

附 則

改正後の規約は、平成10年7月1日以降診療分から適用する。

附 則

- 1 改正後の規約は、平成11年4月1日から実施する。
- 2 規約第57条第2項に基づく法律相談事業規程を廃止する。

附 則

この変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成12年5月16日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成12年7月5日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成13年12月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 [平成14年3月15日理事会]

(住宅資金の貸付限度額に関する特例)

住宅資金の貸付限度額を第55条の規定にかかわらず、平成14年6月貸付実行分から900万円とする。

ただし、組合の指定する会社で建築するときの限度額は、1,200万円とする。

附 則

(常勤再任用者の貸付)

1 貸付種別

規約第50条第1項及び第2項第2号に基づく生活資金とし、その他の貸付は受けられないものとする。

2 貸付の条件

- (1) 加入後1か月以上を経過した組合員に限る。
- (2) 貸付金の弁済期間は、規約第47条第2項にかかわらず、再任用期間内とする。
- (3) 毎月の弁済金額は、給料月額額の3分の1以内であること。

3 準用

この附則に定めるもののほか、貸付に関する事項は、財団法人静岡県教職員互助組合運営規約の例による。

附 則

この変更は、平成14年3月15日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

ただし、第25条の2第3項及び第34条の2第3項は、平成14年2月診療分から適用する。

附 則

この変更は、平成14年10月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成15年3月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(家族療養費及び療養費の経過措置)

2 第25条の2第3項及び第34条の2第3項中「1,800円」とあるのは、平成15年2月診療分から平成16年1月診療分までは、「1,700円」とする。

(加入の特例措置)

3 第4条第4号に規定するもののうち、私立学校に在籍するものについては、第5条の規定にかかわらず、平成15年度は、4月1日から9月30日までの間において加入を認める。

附 則

この改正は、平成15年3月14日から施行し、平成15年3月25日から適用する。

附 則

この変更は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月18日理事会)

(住宅資金の貸付限度額に関する特例)

住宅資金の限度額を第55条の規定にかかわらず、平成17年6月貸付実行分から1,200万円とする。ただし、組合の指定する会社で建築するときの限度額は1,500万円とする。

附 則

この変更は、平成17年3月18日から施行し、第36条の7は、平成17年4月1日診療分から適用する。

附 則 (平成18年3月15日理事会)

(住宅資金の貸付限度額に関する特例の廃止)

住宅資金の貸付限度額は第55条の規程によるものとする。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

ただし、平成18年3月までに発生した改正前の第24条第8号の介護休業給付金については、従前の例による。

附 則

この変更は、平成18年12月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成19年3月13日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則

1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。

2 変更後の第25条の2第3項及び第34条の2第3項の規定は、平成19年1月診療分から適用し、同月前の診療分については、なお、従前の例による。

附 則

この変更は、平成19年10月1日から施行する。

4. 財団法人 静岡県教職員互助組合運営細則

昭和28年10月1日制定
昭和60年1月4日改正
昭和62年6月27日改正
平成4年8月26日改正
平成12年7月5日改正
平成15年3月14日改正
平成15年9月30日改正
平成18年3月15日改正
平成19年3月13日改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この細則は財団法人静岡県教職員互助組合運営規約（以下「規約」という）第62条に基づいて決める。

(所 属 所)

第2条 この細則において所属所とは公立学校共済組合静岡県支部でいう所属所に準ずる。

(所属所の所掌事務)

第3条 所属所においては、当該所属所にかかる次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 組合員の異動報告に関すること
- (2) 組合員から提出された組合員資格及び被扶養者等にかかる各種の届書、その他の書類に所要事項を記入し、又は証明し、これを理事長に送付すること
- (3) 組合員証及び関係書類を理事長から受領し、これを組合員に交付し、又は保管整理すること
- (4) 理事長から送付された給付金、貸付金等を組合員その他の請求者に交付すること
- (5) 前各号のほか理事長が定めること

(事務取扱者)

第4条 所属所長は、所属の職員のうちから、組合の事務を行わせるための職員（以下「事務取扱者」という）を指定しなければならない。

2 事務取扱者は所属所長のむねをうけて、当該所属所の事務に従事する。

(届 出)

第5条 規約第5条による加入届（様式第1号）を受けたときは、組合は組合員証を交付する。

2 組合員又は被扶養者に異動又は変動のあったときは、ただちに異動届書（様式第2号）を組合に提出しなければならない。

(被扶養者の特別認定)

第6条 規約第20条による被扶養者の特別認定申請書（様式第3号）を受けたときは、組合はその可否を認定し特別認定通知書を交付する。

(組合員台帳)

第7条 組合は組合員台帳を備えて、組合員の掛金の収納、その他給付に必要な事項を明らかにしておかなければならない。

(書類の提出)

第8条 組合に提出する請求書、届書及びその他の書類は、所属所長を経由して提出しなければならない。

(請求に関する制限)

第9条 給付の請求又は貸付の申込については、前月分までの掛金が完納されたものでなければこれを行うことができない。

(備付帳簿)

第10条 この組合には別に定めるもののほかに、次の帳簿類を備えなければならない。寄付行為、規約規程綴、役職員の名簿及び履歴書、処務日誌、議事録、収入支出に関する帳簿及び証拠書類、資産台帳、負債台帳、財産目録、官公署往復書類、組合員（会員）台帳その他必要な書類及び帳簿

第2章 給 付

(給付整理簿)

第11条 組合は給付の種別ごとに給付整理簿を備え、給付額、給付年月日その他必要な事項を記入して整理しなければならない。

(給付の請求)

第12条 組合の給付を受けようとするものは、所定の様式による請求書に、請求書様式に記載されてある添付書類を添えて組合に提出しなければならない。

(請求の省略)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の事項については組合員の請求によることなく給付する。

- (1) 公立学校共済組合員であるものの療養費
- (2) 規約第20条によるものの家族療養費を除く公立学校共済組合員の家族療養費
- (3) 規約第4条第1号に該当するものの傷病見舞金
- (4) 公立学校共済組合員及びその被扶養者であるものの入院見舞金

第3章 貸 付

(貸付台帳)

第14条 組合は貸付台帳を備え、貸付、弁済に必要な事項を記入し整理しなければならない。

(借用の申込)

第15条 組合の貸付を受けようとするものは、所定の様式による借用申込書に、借用申込書様式に記載されてある添付書類を添えて組合に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第16条 資金の貸付に際し、連帯保証人を必要とするときは、別に定めるものとする。

- 2 連帯保証人は借受人が弁済の義務をおこたったときは借受人にかわって弁済の義務を負うものとする。
- 3 連帯保証人が組合員としての資格を失い又は必要な条件を欠くにいたったときは、借受人は新たに保証人を立てなければならない。

第17条 削除

第18条 削除

第4章 会 計

(掛金、弁済金の払込)

第19条 掛金及び貸付金の弁済については、静岡県教職員の共済制度に関する条例第6条に基づいて行う。

- 2 組合員の資格を喪失したものと及び退職者（休業者）の掛金（会費）弁済金等、組合への払込金については組合から支給する給付金等から、これを一括控除することができるものとする。

(県費給与を受けないものの扱い)

第20条 県から給与の支給を受けない組合員の掛金及びその他の払込については、所属所長が所属所ごとに取りまとめて、組合の指定する金融機関に払込むものとする。

2ヵ月を経過してなお払込みのないときは、組合は所属所長に対して延滞理由の報告を求めることができる。

(掛金、弁済金以外の払込)

第21条 第19条に掲げるもの以外の払込金の取扱については前条を準用するものとする。

(支 払)

第22条 給付金、貸付金等組合からの支払は原則として銀行口座振替、郵便振替の方法により所属所長を経て請求者に支払うものとする。

ただし、次の各号については、所属所長を経ることなく直接請求者に支払うことができる。

- (1) 給付金の場合で、退職又は休業で本人が希望したとき
- (2) 貸付金の場合で本人が希望したとき
- (3) 組合員の資格を喪失したものにかかる支払金
- (4) 公立学校共済組合が請求者に直接支払うものの給付金等

(支払金整理簿)

第23条 所属所長は支払整理簿を備え、所属の組合員から給付又は借入の請求あるいは申込があるつど所要の事項を記載して整理しなければならない。

2 所属所長は、所属の組合員に支払金を支給したときは、前項の整理簿に受領印をとらなければならない。

第5章 支 部

(設置単位)

第24条 規約第3条の支部は、17支部とし、次の基準による。

- (1) 小中学校については、賀茂、田方、東豆、三島、沼津、駿東、富士、清庵、静岡、志太、榛原、小笠、磐周、浜松、浜名支部とする。
- (2) 県立高校、県立特別支援学校、市立高校、私立学校については、高校支部とする。
- (3) 前各号以外の所属所については、その他支部とする。

(支部規約)

第25条 支部は別に定める支部規約準則に基づいて規約を定め役員名簿を付して組合に届出なければならない。

附 則

(細則の改廃)

第26条 この細則の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第27条 この細則は、昭和55年6月10日から実施し、昭和55年8月1日から適用する。

- 2 この細則は、昭和56年6月16日から実施し、昭和56年4月1日から適用する。
- 3 この細則は、昭和58年5月23日から実施し、昭和58年7月1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和60年1月4日から実施し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則

改正後の細則は、昭和62年7月1日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成4年8月26日から実施する。ただし、第22条第4号は、平成4年1月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成12年7月5日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成15年3月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成15年9月30日から施行する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成19年4月1日から施行する。

5. 財団法人 静岡県教職員互助組合
運営規約第4条第4号の組合員に関する内規

昭和29年9月1日制定
昭和47年4月1日改正

第1条 規約第4条第4号に示す「特に理事会が加入を認めたもの」の範囲として次の条件を付して次の各号のものを認める。

その所属所内で社会保険の適用を受ける者の全員が加入することを決め、かつ相応の負担金を負担することを承認したとき。

- (1) 規約第4条第1号以外の学校、幼稚園の教職員
- (2) 規約第4条第1号に示す学校に所属するもので県以外から給与の支給をうけている職員
- (3) 教育関係団体に属する職員

第2条 この内規の適用を受けて加入しようとするものは加入届に条件を具備していることを証明する書類を添付しなければならない。

附 則

- 1 この内規の改廃は、理事会で行う。
- 2 この内規は、昭和47年4月1日から実施する。

6. 財団法人 静岡県教職員互助組合役員等選出内規

昭和28年10月1日制定
昭和59年6月1日改正
平成元年4月1日改正
平成11年3月16日改正
平成12年3月16日改正
平成14年5月20日改正
平成18年3月15日改正
平成19年3月13日改正

第1条 財団法人静岡県教職員互助組合の役員等の選出はこの内規に基づいて行う。

第2条 理事の選出は校長会代表3人、高等学校長協会代表2人、静教組代表6人、高等学校教組代表1人、県教委事務局代表2人、学識経験者4人（寄付行為第13条では、理事15人以上19人以内、監事3人以上5人以内）とする。

第3条 監事の選出は、校長会、教組、県教委より各1人及び理事長が指名した者1人とする。

第4条 評議員の選出は、次の各号による。

- (1) 校長会代表2人以上4人以内
- (2) 教組代表2人以上4人以内
- (3) 事務職員代表2人以上4人以内
- (4) 支部ごとに2人以上9人以内

2 前各号の選出基準は、別に定める。

3 評議員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 この内規の改廃は、理事会で行う。

附 則

改正後の内規は、昭和55年6月10日から実施し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

改正後の内規は、昭和59年6月1日から実施し、昭和59年5月28日から適用する。

附 則

改正後の内規は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

改正後の内規は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

改正後の内規は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

改正後の内規は、平成14年5月20日から実施する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成20年6月1日から施行する。

7. 財団法人 静岡県教職員互助組合評議員選出基準

平成12年3月16日制定
平成18年3月15日改正

(根 拠)

第1条 この基準は、財団法人静岡県教職員互助組合役員等選出内規第4条第2項に基づき評議員の選出基準を定める。

(基 準)

第2条 評議員は、次の基準により選出する。

- (1) 校長会代表2人
- (2) 教組代表2人
- (3) 事務職員代表2人
- (4) 支部ごとの選出は、次表のとおりとする。

支部ごとの組合員数	選出数	支部ごとの組合員数	選出数
1,500人以下	2人	5,001～8,000人	5人
1,501～2,500人	3人	8,001人以上	9人
2,501～5,000人	4人		

(基準の改廃)

第3条 この基準の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第4条 この基準は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

8. 財団法人 静岡県教職員互助組合監事監査規程

平成元年5月11日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）の監事の監査に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、互助組合の財務及び、業務の適性かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、互助組合の財務に関する事務及び、業務の執行状況について行う。

(監査の種類)

第4条 監査の種類は決算監査、半期監査、引継監査及び、特別監査とする。

2 決算監査は、毎会計年度末日の財務諸表について、その適否を検証すると共に業務執行状況について行う。

3 半期監査は、9月末日の財務諸表についてその適否を検証する。

4 引継監査は出納主任に異動があったとき、必要に応じて行うものとし事務引継書、出納計算表、その他の関係書類についてその適否を検証する。

5 特別監査は、理事会又は理事長が特定の事項について、監査を請求したときその事項について監査を行う。

(監査計画)

第5条 監事は、毎事業年度初めに監査の実施日時及び、監査事項等について監査計画を作成する。

2 監事は、前項の監査計画を作成しようとするときは、あらかじめ理事長の意見を求めなければならない。

3 監事は第1項の監査計画を作成したときはこれを理事長に通知する。

4 監査計画を変更する場合は前各項の規定を準用する。

(監査の実施)

第6条 監事は監査を実施しようとするときは、あらかじめ理事長に監査に必要な資料を求めることができる。

(監査後の報告)

第7条 監事は、監査の結果について監査報告書を作成し理事長に通知する。

ただし、軽易な事項については、文書又は口頭で専務理事、その他関係職員に通知することができる。

2 監事は、前項の通知をする場合において、業務の改善又は是正が必要であると認めるときは、その意見を付することができる。

3 理事長は、第1項の規定により通知を受けたときは、前項の付帯意見等を検討し、速やかに必要な措置を行うと共に、その結果を監事に報告する。

(事故等の報告)

第8条 互助組合の業務上の事故、その他運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項が発生したときは、理事長は速やかに文書又は口頭で監事に通知しなければならない。

(会議への出席)

第9条 監事は、互助組合の業務に関する必要な会議に出席して意見を述べるることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

この規程は、平成元年5月11日から実施し、平成元年4月1日から適用する。

9. 財団法人 静岡県教職員互助組合公印規程

平成元年5月11日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合公印（以下「公印」という）の制定、管守、使用その他公印に関し必要な事項を定める。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形及び、規格は別表のとおりとする。

(管 守)

第3条 公印は、理事長があらかじめ指名した職員（以下「公印管守責任者」という）が管守する。

2 公印は、常に堅固な容器に納め、原則として施錠して管守しなければならない。

3 公印は、特に公印管守責任者の承認を受けた場合のほか、管守する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の登録)

第4条 公印の登録は、理事長印をもって当て公印管守責任者が法務局に登録しなければならない。

(公印の改刻)

第5条 公印を改刻しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印は、互助組合の公文書以外に使用してはならない。

2 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書を、公印を管守する職員に提示し、審査を受けなければならない。

(公印の事故届)

第7条 公印管守責任者は、公印を亡失し、き損し、その他公印に事故が生じたときは、速やかにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。






(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

この規程は、平成元年5月11日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

別 表

種 類	ひ な 形	規 格	個 数
互 助 組 合 印		縦 2.4 cm 横 2.4 cm	1
理 事 長 印		直径 1.6 cm	1
		縦 2.4 cm 横 2.4 cm	1
事 務 局 長 印		縦 2.4 cm 横 2.4 cm	1
領 収 印		縦 3.1 cm 横 1.3 cm	1

10. 財団法人 静岡県教職員互助組合支部規約準則

昭和28年10月1日制定
昭和47年4月1日改正
平成元年4月1日改正
平成4年8月26日改正
平成9年4月1日改正
平成11年3月16日改正

- 第1条 この支部は財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という） 支部という。
- 第2条 この支部は 地域内にある互助組合員を以って組織する。
- 第3条 この支部の事務所は におき事務局と称する。
- 第4条 この支部は互助組合の事業運営の円滑な遂行を期し、併せて支部内互助組合員相互の連絡並びに意志の疎通を図ることを目的とする。
- 第5条 その支部に次の役職員を置く。
- 支部長 1人、副支部長 1人、幹事長 1人、幹事 若干人
- 1 支部長はこの支部を代表する。
 - 2 副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときは、その代理をする。
 - 3 支部長、副支部長は幹事会で選任する。
 - 4 役員（幹事）の任期は1か年とする。
ただし、重任を妨げない。
 - 5 欠員補充によって就任した役員（幹事）の任期は前任者の残任期間とする。
- 第6条 第4条の目的を達成するため支部に幹事会を置く。
- 1 幹事会は幹事及び支部長、副支部長、幹事長をもって構成し、必要に応じて開催する。
 - 2 幹事は各班（地区）より校長会代表、教職員組合代表各1人を選任する。
- 第7条 この支部の経費は、補助金、寄付金その他をもってあてる。
- 第8条 この規約は、幹事会で改廃する。
- 附 則
- 第9条 文都選出の評議員の選出については各々支部代表若干人とする。
- 第10条 退職会員を代表する部長、副部長、幹事に関する規程は別に定める。
- 附 則
- 改正後の準則は、昭和47年4月1日から実施する。
- 附 則
- 改正後の準則は、平成元年4月1日から実施する。
- 附 則
- 改正後の準則は、平成4年8月26日から実施する。
- 附 則
- 改正後の準則は、平成9年4月1日から実施する。
- 附 則
- 改正後の準則は、平成11年4月1日から実施する。

11. 財団法人 静岡県教職員互助組合住宅関係事業運営細則

昭和34年5月11日制定
昭和55年6月10日改正
平成元年4月7日改正
平成2年3月13日改正
平成3年2月21日改正
平成4年3月17日改正
平成4年5月16日改正
平成4年8月26日改正
平成10年3月11日改正
平成15年3月14日改正
平成18年3月15日改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この細則は運営規約第2条第2号及び第3号に基づき組合員が自己の住宅を建設又は購入するために必要な資金の貸付及び組合員の住宅に関する事業を実施するために必要な事項を決める。

(事 業)

第2条 この細則に基づいて実施する事業は次の各号とする。

- (1) 組合員が自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入に必要な資金の貸付
- (2) 組合員が自己の居住の用に供する宅地の購入に必要な資金の貸付
- (3) 組合員の居住の用に供するための宅地の購入、分譲斡旋に関する事業
- (4) 組合員の居住の用に供するための共同住宅の建設、管理に関する事業
- (5) その他組合員の住宅に関する事業

(運 営 資 金)

第3条 この事業に必要な資金は積立金の運用及び金融機関からの借入金をもってあてる。

(運営細則との関係)

第4条 互助組合運営細則に規定する事項で本細則に反しない条項は運営細則による。

第2章 住宅資金貸付業務

(貸付台帳)

第5条 組合は住宅資金貸付台帳を備え、弁済に必要な事項を記入し、整理しなければならない。

(貸付の種類)

第6条 貸付金の種別は住宅建築資金、住宅購入資金及び宅地購入資金とする。

- 2 住宅建築資金は申込人が住宅を建築する場合に貸付けるものとする。
- 3 住宅購入資金は申込人が住宅を購入する場合に貸付けるものとする。
- 4 宅地購入資金は申込人が5年以内に自己の居住する住宅を建設する目的で宅地を購入する場合に貸付けるものとする。

(貸付の制限)

第7条 この資金の貸付を受けることのできる者は、次の各号とする。

- (1) 貸付額は10万円単位とする。
- (2) 貸付額1,000万円までは、組合加入後3年以上経過した者に限る。
- (3) 貸付額が1,010万円を超える場合は、組合加入後5年以上経過した者に限る。

(貸付金額及び弁済基準)

第8条 貸付金額、弁済期間及び弁済額は別に定める基準によるものとする。

(利息)

第9条 貸付金の利率は運営規約第46条に準ずるものとする。

第10条 削除

(団体信用生命保険)

第11条 この資金の貸付を受けようとするものは組合の指定する団体信用生命保険に加入しなければならない。

2 前項の規定による保険料は組合員の負担とする。

3 平成4年6月1日以降貸付者の保険料は住宅資金貸付金利率に含まれるものとする。

第12条 削除

(借入金の清算)

第13条 借受人が組合員としての資格を失ったときは、貸付金の残金についてただちにその全額を弁済しなければならない。

(借入の申込及び提出書類)

第14条 この資金の貸付を受けようとするものは住宅資金借用申込書(様式 住1)住宅資金貸付に関する契約証書(様式 住2)及び団体信用生命保険加入申込書兼告知書の他に次に掲げる書類を添付して組合に提出しなければならない。

(1) 新築及び増築、改築のとき

イ. 確認済印のある建築確認通知書の写し。ただし、建築確認通知書を必要としない地域は必要としない旨の市町村長の証明書

ロ. 工事請負契約書写し又は工事見積書写し

ハ. 平面図

(2) 住宅購入のとき

イ. 売買契約書写し

ロ. 平面図

(3) 宅地購入のとき

イ. 売買契約書写し

ロ. 建築確約書(様式 住3)

(貸付の決定)

第15条 貸付の決定は、理事会の委嘱により、貸付審査委員会の査定を経て行う。

2 貸付審査委員会は毎月1日に行う。

3 貸付審査に必要な規定は理事会で決める。

(貸付金の交付)

第16条 組合は、貸付審査委員会の決定に基づきその月の15日に貸付金の全額を借受人に支払う。

2 組合は、資金の貸付を行ったものに対して、弁済方法通知書により弁済方法、弁済期日等を通知しなければならない。

(借受人の義務)

第17条 貸付金の交付を受けたものは、貸付の対象となった住宅の建築、購入又は宅地の購入が完了したのち、速やかに当該住宅の保存登記、移転登記又は宅地の移転登記を行わなくてはならない。

2 前項の規定による諸手続きの費用は借受人負担とする。

(貸付の取消)

第18条 組合は次の各号に掲げる場合においては、貸付審査委員会の決定に基づき、貸付の契約を取消し、貸付金の残額を一時に弁済させることができる。

- (1) 借受人が、弁済方法、通知書その他諸契約書、申込書等に重大な違約をおかしたとき
- (2) 借受人が正当な理由なく、この細則又は組合の指示に違反したとき
(債権の確保)

第19条 組合は貸付元利金が回収不能となる恐れがあるときは、債権の確保に必要な措置を取らなければならない。

(計画・完了遅延申請)

第20条 借受人は貸付金の交付を受けた日から6か月以内に住宅の建築又は購入或いは宅地の購入が完了しないときは計画・完了遅延申請書(様式 住4)を組合に提出し、その承認を得なければならない。

(計画変更申請)

第21条 借受人は貸付金の交付を受けたのちに次の各号に該当するときは計画変更申請書(様式 住5)を組合に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 住宅を建築する場合において建築場所、建坪及び構造その他について変更しようとするとき
- (2) 住宅を購入する場合において購入する住宅及び購入価格その他について変更しようとするとき
- (3) 宅地を購入する場合において購入する宅地及びその面積、購入価格その他について変更しようとするとき

(完了報告)

第22条 借受人は、住宅の建築、購入又は宅地の購入が完了したときは、貸付金の交付を受けた日から6か月以内に完了報告書(様式 住6)及び次の各号に掲げる書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 住宅を建築又は購入したときは、家屋登記簿謄本。ただし、床面積10平方メートル以内の場合には、領収書写しでも可とする。
- (2) 宅地を購入したときは、土地登記簿謄本

第3章 宅地の斡旋、共同住宅に関する業務

(業務)

第23条 組合は予算の範囲内において、組合員の居住の用に供するための宅地の購入、分譲、斡旋及び共同住宅の建設、管理の業務をすることができる。

(購入、建設)

第24条 宅地の購入及び共同住宅の建設については理事会の決定による。

(分譲、貸付)

第25条 宅地の分譲、斡旋及び住宅の貸付、管理については貸付審査委員会の決定による。

(実施細則)

第26条 本章に規定する業務の実施細則については別に定める宅地購入、分譲、斡旋に関する規定及び共同住宅に関する規定による。

第4章 その他の業務

(代行、相談)

第27条 組合は組合員の依頼により、他の機関からの借入に関する事務の代行及び住宅に関する一般相談に応ずる業務を行うことができる。

(利用)

第28条 前条により利用しようとするものは、本人出頭の上その細部について申立てなければならない

い。

第5章 雑 則

(実施要項)

第29条 この細則の実施について必要な事項は理事会で決める。

2 第3章に規定する事業を実施する期日は理事会で決める。

附 則

(細則の改廃)

第30条 この細則の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第31条 この細則は、昭和55年6月10日から実施し、昭和55年8月1日から適用する。

附 則

改正後の細則は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成元年4月7日から実施し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

改正後の細則は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成4年6月1日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成4年8月26日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成10年9月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成15年3月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

12. 財団法人 静岡県教職員互助組合特別住宅貸付事業運営細則

昭和42年10月17日制定
昭和59年7月1日改正
平成元年4月1日改正
平成4年8月26日改正
平成5年9月7日改正
平成6年5月6日改正
平成18年3月15日改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この細則は財団法人静岡県教職員互助組合（以下「組合」という）住宅関係事業運営細則第2条第5号に基づいて決める。

(趣 旨)

第2条 この事業に必要な財源は、提携金融機関（以下「金融機関」という）及びその他の資金をもって、組合は組合員の資金借入れに対する信用、保証機関としての機能をはたすものとする。

(事 業)

第3条 この細則に基づいて実施する事業は次の各号とする。

- (1) 組合員の住宅の建築又は購入に必要な資金の貸付
- (2) 組合員の宅地の購入に必要な資金の貸付

(会 計)

第4条 この事業の会計は特別会計とする。

(互助組合運営細則との関係)

第5条 互助組合運営細則に規定する事項で本細則に反しない条項は運営細則による。

第2章 特別住宅貸付業務

(貸付台帳)

第6条 組合は特別住宅貸付台帳を備え、弁済に必要な事項を記入し整理しなければならない。

(貸付の種類)

第7条 貸付金の種類は住宅建築資金、住宅購入資金及び宅地購入資金とする。

- 2 住宅建築資金は申込人が住宅を建築する場合に貸付けるものとする。
- 3 住宅購入資金は申込人が住宅を購入する場合に貸付けるものとする。
- 4 宅地購入資金は申込人が宅地を購入する場合に貸付けるものとする。

(貸付の制限)

第8条 組合員で次の各号に該当するものは、前条に掲げる資金の貸付を受けることができる。

- (1) 組合加入後満3年を経たもの
- (2) 毎月の収入総額が、毎月の弁済金の3倍以上あるもの

(貸付金額及び弁済基準)

第9条 貸付金額、弁済期間及び弁済月額は別に決める基準によるものとする。

- 2 弁済の方法は利息を含めた月賦均等弁済とし、貸付けた日の翌月から毎月給与受領の際、給与受領代理人が取立てて納付するものとする。

(利 息)

第10条 貸付金の利率は経済情勢に応じてその都度金融機関と協議し、理事長が決めるものとし貸付

金の弁済に関する基準に示すものとする。

2 貸付金の利息は貸付の日から起算する。

(利子補給)

第11条 組合は、この資金の借受人に対し利子補給を行う。

2 利子補給の限度は、貸付残額200万円までを対象に3年間とする。

ただし、組合住宅資金の肩代り特別住宅資金については、貸付残額の満額を貸付期間中利子補給の対象とすることができるものとする。

3 利子補給の額は、この資金の貸付利率と年利6.5%との差を基準に年度単位に、理事会で決める。

4 利子補給金の交付は、借受人に対し毎年度末行う。

5 前各号の規定にかかわらず、昭和55年7月以前の貸付実施分については、対象期間を5年間とし、第3項の年利6.5%を年利7.3%と読みかえるものとする。

6 前各号の規定にかかわらず、昭和59年7月1日以降のこの資金の借受人に対しては、利子補給は行わない。

ただし、第2項に規定する組合住宅資金の肩代り特別住宅資金については、この限りでない。

(貸付保険)

第12条 この貸付を受けようとするものは、組合の指定する貸付保険に加入しなければならない。

2 前項の規定による保険料は借受人が負担するものとする。

(担保)

第13条 この細則による資金の貸付を受けたときは、借受人は退職金受領委任状を組合に提出し、退職金をもって当該貸付金の弁済に充当する権限を委任しなければならない。

(委任状)

第14条 この貸付を受けようとするものは、給与受領代理人に対して組合員の受ける諸給与を当該貸付金の弁済に充当する権限を委任しなければならない。

(借入金の清算)

第15条 借受人が組合員としての資格を失ったときは、貸付金の残額についてただちにその全額を弁済しなければならない。

(借入の申込及び提出書類)

第16条 この貸付を受けようとするものは、毎月20日までに特別住宅資金借用申込書(様式 特住1)に次に掲げる書類を添付して組合に提出しなければならない。

1 建築確認通知書の写し、及び工事見積書(確認申請不要の場合は、工事見積書)ただし、住宅又は宅地購入の場合は、売買契約書の写し

2 給与受領委任状(様式 特住3)

3 退職金受領委任状(様式 特住4)

4 貸付保険加入承諾書(様式 特住5)

5 印鑑証明書(発行3か月以内のもの)

6 住民票 1通

7 給与所得の源泉徴収票

(貸付の決定)

第17条 貸付の決定は、理事会の委嘱により、貸付審査委員会の査定を経て行う。

2 貸付審査委員会は毎月1日に行う。

3 貸付が決定したものについては、特別住宅資金貸付通知書を交付し、貸付を承認しないものについては、理由を付して申込書を返還しなければならない。

4 貸付審査に必要な規定は理事会で決める。

(貸付金の交付)

第18条 組合は貸付審査委員会の決定に基づき毎月23日に貸付金の全額を借受人に支払う。ただし、23日が休日のときは翌日とする。

2 組合は、資金の貸付を行ったものに対しては、弁済方法通知書により、弁済方法、弁済期日等を通知しなければならない。

(借受人の義務)

第19条 貸付金の交付を受けたものは、交付を受けた日から6か月以内に、貸付の対象となった住宅の建築、購入又は宅地の購入を完了し、速やかに当該不動産の保存登記又は移転登記を行わなければならない。

2 前項の規定による諸手続きの費用は借受人の負担とする。

(貸付の取消)

第20条 組合は次の各号に掲げる場合においては、貸付審査委員会の審議を経て、貸付の契約を取消し、貸付金の残額を一時に弁済させることができる。

(1) 借受人が弁済方法通知書、その他諸契約書、申込書等に重大な違約をおかしたとき

(2) 借受人が正当な理由なく、この細則又は組合の指示に違反したとき

(債権の確保)

第21条 組合は貸付元利金が回収不能となる恐れがあるときは、債権の確保に必要な措置をとらなければならない。

(計画遅延申請)

第22条 借受人は貸付金の交付を受けた日から6か月以内に住宅の建築又は購入或いは宅地の購入が完了しないときは完了遅延申請書を金融機関へ提出し、その承認を得なければならない。

(計画変更申請)

第23条 借受人は、貸付金の交付を受けたのち申込時における計画を変更したときは、当該変更箇所を証する書類を申請書に添付して金融機関へ提出し、その承認を得なければならない。

(完了報告)

第24条 借受人は住宅の建築、購入又は宅地の購入が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を組合へ提出しなければならない。

(1) 住宅を建築又は購入したとき

家屋登記簿謄本

(2) 宅地を購入したとき

土地登記簿謄本

第3章 削 除

第25条 削除

第4章 雑 則

(生命保険)

第26条 この貸付は生命保険付とする。

附 則

(細則の改廃)

第27条 この細則の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第28条 この細則は、昭和56年6月9日から実施する。

2 細則第10条第1項は、昭和56年5月18日から適用する。

3 細則第11条第2項は、昭和56年1月1日から適用する。

4 この細則は、昭和58年5月23日から実施し、昭和58年7月1日から適用する。

5 この細則は、昭和59年7月1日から実施する。

附 則

改正後の細則は、昭和60年7月13日から実施し、昭和60年5月1日から適用する。

附 則

改正後の細則は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成4年8月26日から実施する。

附 則

改正後の細則は、平成5年9月7日から実施し、平成5年6月1日から適用する。

附 則

改正後の細則は、平成6年6月1日から実施する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

13. 財団法人 静岡県教職員互助組合貸付金の弁済に関する基準

昭和32年7月1日制定
 昭和60年5月1日改正
 昭和63年6月25日改正
 昭和63年11月1日改正
 平成2年4月1日改正
 平成4年6月1日改正
 平成4年12月17日改正
 平成6年5月6日改正
 平成7年5月10日改正
 平成9年3月14日改正
 平成10年3月11日改正
 平成11年12月15日改正
 平成18年3月15日改正
 平成19年3月13日改正

第1条 この基準は運営規約第47条第2項及び特別住宅貸付事業運営細則第9条並びに第10条及び第25条第5項に基づき組合の貸付金の弁済に関する基準を定める。

(貸付金の弁済)

第2条 借受人は、貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から、初回及び最終回の弁済額を除き、毎月元利均等額で弁済しなければならない。

2 前項の基準による弁済（以下「毎月弁済」という。）は、次の表に掲げる弁済回数の範囲内で借受人の希望する弁済回数により行うものとする。この場合において、初回及び最終回を除く1回当たりの弁済額は貸付金の額に賦金率表（「公立学校共済組合の賦金率表」を適用する。）の当該弁済回数に応じた賦金率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とし、初回の弁済額は、貸付金の交布日により異なるものとし、最終回の弁済額は、最終回直前の弁済後の未償還元金に1か月当たりの利息を加えた額とする。

貸付種別	弁 済 回 数	
生活資金 生活・災害資金 オートローン 奨学資金 入学資金 結婚資金 介護・看護資金	120回以内	
購入資金	3万円未満は5か月以内	10万円～20万円未満は24か月以内
	3万円～5万円未満は10か月以内	20万円～50万円未満は36か月以内
	5万円～10万円未満は18か月以内	50万円～200万円未満は60か月以内
住宅資金	360回以内	

3 借受人で貸付金の額が100万円以上である者は、毎月弁済のほか6月及び12月にボーナス弁済を併用することができる。ただし、購入資金は除くものとし、住宅資金は貸付金の額にかかわらずボーナス弁済を併用できるものとする。

- 4 ボーナス弁済の最初の弁済月は、貸付金の交付を受けた日の属する月が11月から4月の場合は、6月を初回とし、貸付金の交付を受けた日の属する月が5月から10月の場合は、12月を初回とする。
- 5 ボーナス弁済は、毎月弁済の回数を6で除して得た回数の範囲内で借受人の希望する回数により行うものとする。この場合において、1回当たりの弁済額は、貸付金の額に賦金率表（「公立学校共済組合の賦金率表」を適用する。）の当該弁済回数に応じた賦金率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とし、初回の弁済額は、貸付金の交付日より異なるものとし、最終回の弁済額は、最終回直前の弁済後の未償還元金に6か月当たりの利息を加えた額とする。
- 6 貸付金の利息の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（償還猶予）

- 第3条 借受人が、育児休業を適用し、毎月弁済又は毎月弁済にボーナス弁済を併せて行う弁済の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第2条にかかわらずすべての貸付について償還を猶予（以下「償還猶予」という。）することができる。
- 2 償還猶予期間は、育児休業となる日の属する月を開始月とし、終了する日の属する月を終了月とする範囲内で借受人が希望することができる。
 - 3 償還を猶予された弁済金（以下「償還猶予金」という。）の毎月の弁済額は、償還猶予期間終了月の翌月から、初回の弁済額を除き、猶予回数以上、36回以内で借受人の希望する回数で均等額を弁済することができる。ただし、最終の弁済月は、当初の最終弁済月を超えることはできない。
 - 4 ボーナス弁済の償還猶予金は、償還猶予期間の終了日より最初に到来する6月又は、12月のボーナスから、初回の弁済額を除き、償還猶予金の毎月弁済期間内に到来するボーナス支給月の回数で均等額を弁済することができる。
 - 5 次の各号に該当する貸付の償還猶予はできないものとする。
 - (1) 特別住宅資金、退職予定者向け住宅資金、購入資金のうち指定したもの
 - (2) 最終の弁済月を超える償還猶予
 - (3) 償還猶予期間内に当初の最終弁済月が到来するもの

（繰上弁済）

- 第4条 借受人は第2条の基準にかかわらず未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて弁済することができる。
- 2 前項の基準による弁済のうち、未償還元利金の一部を繰り上げて弁済する場合の弁済額は、毎月弁済10万円以上、ボーナス併用20万円以上とする。この場合において、ボーナス併用にあつては、当該弁済額の2分の1以上の額をボーナス弁済にかかる弁済額としなければならない。ただし、償還猶予金の残額がある場合は、その額を優先して弁済しなければならない。
 - 3 第2条第2項から第6項の基準は、前項の基準による弁済後の弁済に準用する。この場合において、「表に掲げる弁済回数」とあるのは「残弁済回数」と、「貸付金の額」とあるのは「貸付残額」と、「毎月弁済の弁済回数を6で除して得た回数」とあるのは「弁済後の毎月弁済回数を6で除して得た回数」と読み替えるものとする。
 - 4 次の各号に該当する場合は、未償還元利金の一部を繰り上げて弁済することはできないものとする。
 - (1) 特別住宅資金、退職予定者向け住宅資金、購入資金のうち指定したもの
 - (2) 毎年度4月
 - (3) 償還猶予期間中

(特別住宅資金)

第5条 特別住宅資金

平成16年4月1日現在 年利3.72%

第6条 削除

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、理事会で行う。

附 則

1 この基準は、昭和55年6月10日から実施し、昭和55年8月1日から適用する。

2 この基準は、昭和58年6月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、昭和60年9月2日から実施する。

附 則

改正後の基準は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、昭和63年6月25日から実施する。

附 則

改正後の基準は、昭和63年11月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、平成2年4月1日から実施する。ただし、第1条第1項第7号特別住宅資金については、平成2年3月23日から実施する。

附 則

改正後の基準は、平成4年6月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、平成6年6月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、平成7年7月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 [平成10年3月11日理事会]

(貸付利率の変更に伴う弁済表の適用)

平成8年4月1日以降貸付者の第1条第1号及び第3号並びに第4号の弁済表は、平成10年9月1日から別表を適用するものとする。

附 則

改正後の基準は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成19年10月1日から施行する。

14. 財団法人 静岡県教職員互助組合貸付審査内規

昭和28年10月1日制定
昭和47年4月1日改正
平成3年2月21日改正
平成14年3月15日改正
平成15年3月14日改正

第1条 この内規は、財団法人静岡県教職員互助組合運営規約（以下「運営規約」という。）第62条の規定に基づき給付事業及び貸付事業の適正化を図ることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため貸付審査委員会を設ける。

2 貸付審査委員会は、校長会代表1人、高等学校長協会代表1人、静教組代表2人、高等学校教組代表1人、県費外所属所代表1人及び事務局長の7人をもって構成する。

3 前項の委員は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第2条の2 貸付審査委員会の機能は、次の各号による。

- (1) 貸付の決定に関する事。
- (2) 貸倒れの決定に関する事。
- (3) 適正な給付を行うための審査に関する事。
- (4) その他、給付事業及び貸付事業に関する事。

第3条 貸付審査の定日は毎月1日、11日、21日とする。

2 定日が休日のときは翌日とする。

3 緊急止むを得ないものについては臨時に行うことができる。

第4条 審査委員会は必要に応じ、所属所長の意見を求めることができる。

第5条 貸付金額は次の各号によって決定する。

- (1) 加入期日
- (2) 本県における在職期間
- (3) 毎月の収入金額
- (4) 家族構成及び生活状態
- (5) 借用申込の理由

第6条 削除

第7条 奨学及び入学資金については、組合員1人につきそれぞれ2口まで重複して貸付を受けることができる。

附 則

1 この内規の改廃は、理事会で行う。

2 この内規は、昭和47年4月1日から実施する。

附 則

改正後の内規は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この変更は、平成14年3月15日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成15年3月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

15. 財団法人 静岡県教職員互助組合購入資金貸付に関する規程

昭和29年10月22日制定
昭和58年5月23日改正
昭和63年6月25日改正
平成4年8月26日改正
平成8年3月13日改正
平成10年3月11日改正

(根 拠)

第1条 この規程は財団法人静岡県教職員互助組合（以下「組合」という）運営規約第51条に基づいて決める。

(利用できる商店)

第2条 組合員が物資の購入に利用できる商店は次の各号とする。

- (1) 静岡県教職員生活協同組合
- (2) 組合と静岡県教職員生活協同組合が指定した商店
- (3) 組合が指定した旅行社

2 指定商店に関する事項は別に定める。

(購入資金貸付)

第3条 組合員が物資を購入しようとするときは組合より商品代に相当する購入資金の貸付けを受け月賦払によって組合へ弁済する。

(購入代金の立替払)

第4条 組合は貸付金額に相当する金額を購入者に代り商品代として商店に支払う。

(購入の限度)

第5条 購入の限度は200万円以内で貸付口数は4口までとする。ただし、組合指定の旅行社のものについては、貸付限度を当該旅行の会費相当額とすることができる。

(購入の申込)

第6条 組合員が物資を購入しようとするときは購入資金借用申込書により商店に申し込む。

(商品の引渡)

第7条 商店は購入資金借用申込書と引換に申込者に対し商品の引渡しを行う。

(借用申込)

第8条 商品を受領した組合員は商店に対して直ちに購入資金借用申込書を提出しなければならない。

(支払の請求)

第9条 商店は組合員から受取った購入資金借用申込書に売上報告書を添えて組合へ提出する。

(代金の支払)

第10条 組合は売上報告書に基づき商店に対して代金の支払いを行う。

雑 則

第11条 学協「自動車保険」の保険料については、この規程を準用し購入資金とみなす。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で行う。

2 この規程は、昭和54年6月19日から実施する。

3 この規程は、昭和58年5月23日から実施し、昭和58年7月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成4年12月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成10年 3 月11日から実施し、平成 9 年12月 1 日から適用する。

16. 財団法人 静岡県教職員互助組合指定商店に関する規程

平成4年12月17日制定
平成10年3月11日改正

(根 拠)

第1条 この規程は財団法人静岡県教職員互助組合購入資金貸付に関する規程（以下「規程」という）
第2条第2項に基づいて決める。

(商店の指定)

第2条 規程第2条第2号に基づく商店は、当該支部の推薦を受けて財団法人静岡県教職員互助組合
並びに静岡県教職員生活協同組合と協議して決める。

2 支部は指定商店の良否に関し、常にこれを監督しなければならない。

(指定商店の推薦基準)

第3条 指定商店は次の各号の条件を満たしていなければならない。

- (1) 信用できる商店であること。
- (2) 良心的であること。
- (3) アフターサービス体制が整備されていること。
- (4) 販売体制が確立されていること。
- (5) 組合員割引料金で供給できること。
- (6) 一般と組合員との間において供給商品の品質に差をつけてはならないこと。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で行う。
- 2 この規程は、平成4年12月17日から実施し、平成4年12月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成10年3月11日から実施し、平成9年12月1日から適用する。

17. 財団法人 静岡県教職員互助組合 浜名湖宿泊所（サンレイク美浜）運営規程

昭和62年6月30日制定
平成7年4月1日全部改正
平成14年10月10日改正
平成17年3月18日改正
平成19年3月13日改正

第1章 総 則

第1条 この規程は運営規約第56条第2項及び特別積立金事業規程第2条第5号に基づき、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）浜名湖宿泊所の経営に必要な事項を定める。

第2条 この規程にいう互助組合浜名湖宿泊所の名称はサンレイク美浜と称する。

2 サンレイク美浜の事務所は静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3802、サンレイク美浜内に置く。

第3条 この規程に基づいて行う事業は次の各号とする。

- (1) 宿泊所の利用に関すること
- (2) 宿泊所関係施設の管理営繕に関すること
- (3) その他必要な事業

第4条 この事業の経理は特別会計とし、経営に当っては互助組合の運営並びに資産の状態を十分に考慮するものとする。

第5条 この事業を行うための必要な経費は利用料金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第2章 利 用

第6条 利用者の範囲は次の各号とする。

- (1) 互助組合員、退職互助部会員及びその家族
- (2) 前号の利用に支障のない範囲内で教育に関係をもつもの、又は組合員、退職互助部会員の紹介を得たもの

第7条 利用の区分は次の各号とする。

- (1) 宿泊は午後3時から翌日の午前10時までとする。又連続して宿泊する場合は原則として3日以内とする。
- (2) 休憩又は会合は午前9時から午後5時までとする。

ただし、特別の事情のあるときは午後9時まで利用を認めることができる。

第8条 門限は午後11時とし、翌日午前6時までは出入口を閉鎖する。

第9条 利用料金は別に定める。

第10条 利用の申込は口頭又は文書により下記あてに行う。

静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3802、サンレイク美浜
電話 (053) 592 - 2200

- 2 利用は原則として予約制とし申込の受付順による。
- 3 利用者は利用のとき本規程第6条に示す資格を有する証明となるべきものを提示しなければならない。
- 4 利用を取消すときは、別に定める取消料を徴収する。

第11条 次の各号については利用を拒否又は取消することができる。

- (1) 公衆衛生上有害と認められるもの
- (2) 風紀秩序をみだし他人に迷惑をかけるもの
- (3) 管理上支障があると認められるもの

第12条 利用者において施設及び貸与品を破損又は滅失したときはこれを弁償させるものとする。

第3章 管 理

第13条 この事業を運営するために管理運営委員会を設ける。

2 管理運営委員会は本規程第3条に掲げる事項を審議する。

第14条 管理運営委員は15人以内とし、理事長が委嘱する。

第15条 この規程に定めるもののほか、サンレイク美浜の運営に必要な事項は管理運営委員会で決める。

第4章 職 員

第16条 サンレイク美浜に次の職員を置く。

支配人 1人

職員 若干人

- 2 支配人は理事会の議を経て理事長が任免する。
- 3 支配人は職員を統括してサンレイク美浜の管理運営の責に当る。
- 4 支配人は職員を指揮、監督してサンレイク美浜の円滑な運営に当る。
- 5 職員は理事長が任免する。

第17条 支配人以下職員の服務、給与については別に定めるサンレイク美浜職員就業規則による。

附 則

第18条 この規程の改廃は、理事会で行う。

第19条 この規程は、昭和62年7月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この変更は、平成14年10月10日から施行する。

附 則

この変更は、平成17年3月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成19年4月1日から施行する。

18. 財団法人 静岡県教職員互助組合特別積立金事業規程

昭和55年5月27日制定
平成元年4月1日改正
平成2年3月13日改正
平成11年3月16日改正
平成19年3月13日改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）運営規約（以下「運営規約」という）第2条第7号の規定に基づき特別積立金事業を実施するために必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 この規程に基づいて実施する事業は次の各号とする。

- (1) 互助組合の実施する貸付事業の拡大、充実に資する事業
- (2) 互助組合の支部組織の充実に関する事業
- (3) 互助組合の多数が所属する法人等への融資に関する事業
- (4) 退会金の給付に関する事業
- (5) その他必要な事業

(事業の構成員)

第3条 この事業は、運営規約第4条に規定する互助組員（以下「互助組員」という）をもって構成する。

(運 営 資 金)

第4条 この事業に必要な資金は、互助組員の負担する会費及び積立金の運用益金、その他をもって充てる。

第2章 会費及び会計

(会 費)

第5条 互助組員は、会費を負担するものとする。

- 2 会費の額は、毎月給料額の1,000分の5とする。
- 3 育児休業期間中の会費は、免除する。

(会 計)

第6条 この事業の会計は、特別会計（特別積立金事業会計）とする。

(資産の管理)

第7条 この事業の資産は、互助組合寄附行為第7条の規定により理事会の決議に基づいて理事長が管理する。

第3章 事 業

(貸付事業の充実)

第8条 互助組合は、運営規約第2条第3号に規定する貸付事業を充実するために、この事業の資金

を予算の範囲内で融通することができるものとする。

(支部組織の充実)

第9条 互助組合は、互助組合の支部充実のために、この事業の資金を予算の範囲内で充てることができる。

(法人への融資)

第10条 互助組合は、互助組合員の多数が所属する法人等に対し、この事業の資金を予算の範囲内で融資することができる。

2 前項の融資に必要な規定は別に定める。

(退会金の給付)

第11条 互助組合は、互助組合員が退職したときは、退会金を給付する。

2 退会金の額は、別に定める退職慰労金等算出基準により算定した額とする。

第4章 特別積立金事業運営委員会及び管理委員会

(特別積立金事業運営委員会)

第12条 互助組合は、この事業の円滑な運営を図るため特別積立金事業運営委員会（以下「運営委員会」という）を設ける。

2 運営委員会は、寄附行為第20条に規定する評議員をもって構成する。

3 運営委員会は、必要に応じて開催し、この事業の運営に必要な事項を審議する。

(運営委員の選出及び任期)

第13条 運営委員の選出及び任期は、寄附行為第20条の規定による。

(特別積立金事業管理委員会)

第14条 互助組合は、この事業を適正に管理運営するために特別積立金事業管理委員会を設ける。

2 特別積立金事業管理委員の選出及び任期は、理事会で決める。

第5章 雑 則

(法人の定義)

第15条 この規程に定める法人は、次の各号とする。

- (1) 県内各地域の教育会館
- (2) 前号に準ずる県内の教育関係諸施設

(財政診断)

第16条 この事業の財政については、必要に応じて保険数理にもとづく財政診断を行い、常に健全なる運営に務めなければならない。

(諸規程への委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この事業の運営に必要な事項は、すべて互助組合の諸規程の定めるところによる。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会で行い評議員会に報告しなければならない。

附 則

(実施期日)

第19条 この規程は、昭和55年6月10日から実施し、昭和55年8月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成11年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この変更は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

19. 財団法人 静岡県教職員互助組合 法人施設建設資金貸付規程

昭和55年5月27日制定
昭和61年4月1日改正
平成5年3月16日改正
平成15年3月14日改正
平成15年12月16日改正

(根 拠)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）特別積立金事業規程第10条の規定に基づき、互助組合員の多数が所属する法人等（以下「法人」という）の施設建設のための資金の貸付に関し、必要な事項を定める。

(貸付の種類)

第2条 貸付の種類は、建設資金、購入資金及び土地購入資金とし、次の各号により貸付ける。

- (1) 建設資金は法人が施設を建設する場合
- (2) 購入資金は法人が施設を購入する場合
- (3) 土地購入資金は法人が施設を建設する目的で土地を購入する場合

(貸付の限度)

第3条 貸付金の限度額は施設の建設又は購入に必要な額以内とし、1法人（1支部）2億円以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、公益のためやむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、各々の構成員の3分の2以上の同意を得て、貸付金の限度額を変更することができるものとする。

(貸付の利息)

第4条 貸付金の利息は年利2%とし、貸付の日から起算する。ただし、弁済期間が10年を超える貸付の場合は、弁済期間10年終了後11年目以降の年利を見直すことができるものとする。

(弁済方法及び弁済期間)

第5条 貸付金の弁済方法は、元利均等返済とし、その弁済期間は20年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に該当する場合については、弁済期間「20年以内」を「25年以内」に変更することができるものとする。

(連帯保証人)

第6条 資金の借入に当り当該法人の責任者は、原則として連帯保証人とならなければならない。

2 連帯保証人は、借受人である法人が弁済の義務を履行しないときは法人に代ってその義務を履行しなければならない。

3 前2項の規定によるほか、第3条第2項及び第5条第2項の規定に該当する場合、債務者は次に掲げる事項について履行しなければならない。

- (1) 建物完成又は建物、土地購入後、当該不動産に対する抵当権の設定を遅滞なく行うこと。
- (2) 建物建設又は購入の場合、当該建物に対する火災保険契約を遅滞なく締結すること。
- (3) 火災保険契約の保険金に対しては、互助組合に質権を設定し、当該火災保険契約書及び火災保険証書は、その原本を互助組合に提出すること。
- (4) 互助組合が要求するときは、互助組合の理事長が別に指定する方法をもって、当該債務の弁済の確実な履行について証明すること。

(借入の申込)

第7条 この資金の貸付を受けようとする法人は、法人施設建設資金借用申込書（様式法人貸付第1

号) に次に掲げる書類を添付して互助組合に提出しなければならない。

- (1) 法人施設建設計画書又は、売買契約書
- (2) 保証書 (様式法人貸付第 2 号)
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書

(貸付の決定)

第 8 条 貸付の決定は理事会で行う。

(貸付金の交付)

第 9 条 貸付金は、借用証書 (様式法人貸付第 3 号) と引替えに、貸付決定の日から 10 日以内に法人指定の口座に振込むものとする。

(法人の義務)

第 10 条 貸付金の交付を受けた法人は、建設又は購入完了後速やかに保存登記、移転登記及び火災保険の加入等、その財産確保に必要な措置を講じなければならない。

(債権の確保)

第 11 条 互助組合は、貸付元利金の回収が不能となる恐れがあるときは、債権の確保に必要な措置をとらなければならない。

(貸付台帳)

第 12 条 互助組合は、貸付台帳を備え、弁済に必要な事項を記入し整理しなければならない。

(理事会への委任)

第 13 条 この規程に決めるもののほか、必要な事項は理事会で決める。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第 15 条 この規程は、昭和 55 年 6 月 10 日から実施し、昭和 55 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 15 年 3 月 14 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 15 年 12 月 16 日から適用する。

20. 財団法人 静岡県教職員互助組合退職互助部規程

昭和40年3月21日制定
昭和60年7月13日改正
昭和61年6月21日改正
昭和62年6月27日改正
昭和63年6月25日改正
平成元年4月1日改正
平成2年3月13日改正
平成3年2月21日改正
平成4年2月12日改正
平成4年8月26日改正
平成5年9月7日改正
平成6年9月8日改正
平成8年3月13日改正
平成9年3月14日改正
平成9年8月8日改正
平成10年3月11日改正
平成11年3月16日改正
平成12年3月16日改正
平成13年3月9日改正
平成17年3月18日改正
平成18年5月19日改正
平成19年3月13日改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）運営規約（以下「運営規約」という）第10条並びに第58条に基づき組合員の退職後の福利厚生を図ることを目的とする退職互助部（以下「互助部」という）事業について定める。

(事 業)

第2条 互助部は次の事業を行う。

- (1) 給付事業
- (2) 福祉事業
- (3) 貸付事業
- (4) その他必要な事業

第2章 会 員

(届 出)

第3条 運営規約第9条に規定する会員の届出は次の各号による。

- (1) 現職会員は、第1回の会費納入と同時に互助部に届出たものとする。
- (2) 退職会員の資格を有するものは、退職後6か月以内に継続加入届により互助部に届出なければならない。
- (3) 準会員の資格を有するものは、加入資格発生後6か月以内に準会員加入届により互助部に届出なければならない。ただし、昭和49年3月31日以前に互助部に継続加入した退職会員の配偶者については、昭和50年3月31日までにこれを届出るものとする。

(異 動)

第4条 会員が資格を失ない又は変動があったときは、直ちに互助部に届出なければならない。

(権利の喪失)

第5条 会員はその資格を喪失すると同時に一切の権利を失なうものとする。

(除名)

第6条 会員で互助部の目的に反する行為があったもの、あるいは互助部の発展を阻害する行為があったものは、互助部部長会の議を経て理事会で除名することができる。

第3章 会費及び会計

(会費)

第7条 互助部の会費は次の各号による。

- (1) 現職会員は毎月給料額の1,000分の1を納入するものとする。ただし、育児休業期間中の会費は免除する。
- (2) 退職会員及び準会員は加入時に41万円を納入するものとする。

(準備金)

第8条 各事業年度において剰余金を生じたときは支払準備金に繰入れるものとする。

第4章 給付事業

(互助部の給付)

第9条 互助部は会員の退職後の療養、災害、死亡、退会に関し給付を行うものとする。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第10条 この規程に基づき給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができる給付でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給するものとする。

(給付の時効)

第11条 給付を受ける権利は、その給付の事由の発生の日から1年間請求しないときは消滅する。

ただし、次の給付金に限り審査会において認められた場合は、その限りではない。

- (1) 退職会員及び準会員の退会金
- (2) 退職会員及び準会員の死亡弔慰金

(給付の種類)

第12条 この規程による給付は次のとおりとする。

- (1) 療養費
- (2) 災害見舞金
- (3) 死亡弔慰金
- (4) 退会金

(療養費)

第13条 退職会員及び準会員が疾病にかかり又は負傷により療養をうけたときは、療養費を給付する。

2 給付の対象となる療養費は、保険適用の療養費(入院時食事療養費の自己負担額を除く)とし、保険適用外の差額ベット料、付添看護料などは含まない。

3 療養費の額は、自己負担額から3,500円を控除した額とし、算定方法は次の各号による。

- (1) 同一月の同一保険医療機関等ごとに算定する。
- (2) 通院と入院は合算し、処方箋による薬代は分離して算定する。
- (3) 算定額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 前項の規定により算定した額が、現に本人が負担する療養費の額をこえる場合においてはその限

度においてこれを給付する。

(災害見舞金)

第14条 会員が水、震、火災等によって現に居住している家屋に損害を受けたときは、災害見舞金を給付する。

2 災害見舞金の額は次の基準による。

- (1) 全焼、全壊又は流出したとき 30,000円
- (2) 半焼、又は半壊したとき 20,000円
- (3) 床上浸水のとき 10,000円

(死亡弔慰金)

第15条 会員が死亡したときは、死亡弔慰金を給付する。

2 死亡弔慰金の額は次のとおりとする。

- (1) 現職会員が死亡したとき 30,000円
- (2) 退職会員、準会員が死亡したとき 10,000円

(退会金)

第16条 会員が次の各号に該当したときは、退会金を給付する。

- (1) 現職会員については退職したとき
- (2) 退職会員及び準会員については死亡したとき又は、県外へ転出し退会を希望したとき

2 現職会員の退会金の額は、別に定める退職慰労金等算出基準により算定した額とする。

3 平成12年3月以前に加入した退職会員及び準会員の退会金については次の各号とする。

- (1) 退会金の額は、当該会員が加入時に拠出した会費の額から、在会年度数1年につき1万円を控除した額とする。ただし、控除額は、当該会員が加入時に拠出した会費の額の半額までをもって限度とする。
- (2) 最終控除額が1万円に満たない時は、その額をもって控除額の限度とする。
- (3) 在会年度数は、平成8年度以降の在会年度数とする。
- (4) 満71歳から退会金はなしとする。

4 平成12年4月以降平成18年3月までに加入した退職会員及び準会員の退会金については、次の各号とする。

- (1) 退会金の額は、当該会員が加入時に拠出した会費の額から、在会年度数1年につき2万円を控除した額とする。ただし、控除額は、当該会員が加入時に拠出した会費の額の3分の2までをもって限度とする。
- (2) 最終控除額が2万円に満たない時は、その額をもって限度額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた時は、それを切り捨てた額とする。
- (3) 満71歳から退会金はなしとする。

5 平成18年4月以降に加入した退職会員及び準会員の退会金については、次の各号とする。

- (1) 満65歳までに退会したときは、20万円とする。
- (2) 満66歳以上満70歳までに退会したときは、10万円とする。
- (3) 満71歳から退会金はなしとする。

(給付の減額)

第17条 戦争、内乱、地震、風水害、津波、噴火、その他互助部の責任に帰することのできない原因によって運営が困難に陥ったときは、理事会の議決により給付額を減らすことができる。

(給付の停止)

第18条 給付の請求が次の各号により行われたときは理事会の議決により、全部又は一部の給付を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生ぜしめたとき

- (2) 給付の原因に虚偽があったとき
 - (3) 給付の請求その他に関し、不正の事実があったとき
 - (4) 会費の納入を怠ったとき
 - (5) その他互助部の事業の発展を阻害する行為のあったとき
- 2 前項に該当した事実が給付後に判明したときは、給付額の全部若しくは一部を返還させることができる。

第5章 福祉事業

(福祉事業)

第19条 互助部は会員の福祉増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 会員の宿泊又は保養のための施設の利用のあっせん
 - (2) 会員の地区懇親会
 - (3) 職業、貯蓄、住宅、旅行等の相談に応ずる事業
 - (4) 年金（恩給）額の改訂の運動
 - (5) その他会員の福祉の増進に資する事業
- 2 前項の福祉事業を実施するために必要な要項は別に定める。

(費用)

第20条 前条の事業を利用するものに対して必要のあるときは所要経費の一部又は全部を徴収することができる。

- 2 互助部の発行する「互助新聞」の購読料は互助部の会費に含むものとする。

第21条 削除

第6章 貸付事業

(貸付事業の充実)

第22条 互助部は運営規約第2条第3号に規定する貸付事業を充実するためにこの事業の資金を予算の範囲内で融資することができるものとする。

第23条から31条まで削除

第7章 会議

(会議)

第32条 互助部の事業を円滑に行うため、互助部部長会を設ける。

第33条 削除

(互助部部長会)

第34条 互助部部長会は必要に応じて開催し互助部事業の企画並びに、実施等について審議すると共に理事会の諮問に応ずる。

- 2 互助部部長会は各支部の互助部部長をもって構成する。

第8章 雑則

(規約の準拠)

第35条 この規程に別段の定めがある事項を除くほかはすべて寄附行為及び運営規約の定めるところ

による。

(細 則)

第36条 互助部の運営に必要な細則は別に決める。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

- 1 この規程実施の際、現に静岡県教職員互助組合退職互助部会員であった者については、引続きこの規程による退職互助部会員とする。
- 2 この規程は、昭和57年6月22日から実施し、昭和57年4月1日から適用する。
- 3 規程第7条第1号は、昭和54年8月1日から適用する。
- 4 規程第13条第2項は、昭和54年6月1日の診療分から適用する。
- 5 この規程は、昭和58年5月23日から実施し、昭和58年7月1日から適用する。ただし、規程第7条は、昭和58年4月1日から、規程第13条は、昭和58年2月1日から適用する。
- 6 この規程は、昭和59年5月28日から実施し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の規程は、昭和60年7月13日から実施し、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず昭和60年4月1日以後に給付することとなる療養費のうち、同日前に給付する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

改正後の規程は、昭和61年6月21日から実施し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、昭和62年6月27日から実施し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、昭和63年6月25日から実施し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成9年9月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規程は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成17年3月18日から施行する。第13条は、平成17年4月1日診療分から適用する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条、第7条、第13条第3項及び第5項並びに第16条第3項及び第4項の変更 平成19年4月1日

(2) 第32条、第33条及び第34条の変更 平成20年6月1日

2 変更後の第13条第3項の規定は、平成19年4月診療分から適用し、同月前の診療分については、なお従前の例による。

21. 財団法人 静岡県教職員互助組合退職互助部運営細則

昭和40年3月12日制定
昭和60年4月1日改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この細則は財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）退職互助部規程（以下「規程」という）第36条に基づいて決める。

(届 出)

第2条 互助部は継続加入届（様式第1号）及び準会員加入届（様式第10号）を受けたときは会員証を交付する。

2 会員は届に記載した事項に異動又は変動のあったときは異動届（様式第2号）により直ちに互助部に届出なければならない。

(会 員 台 帳)

第3条 互助部は会員台帳を備えて、異動又は変動及び給付に必要な状況を明らかにしておかなければならない。

(書類の提出)

第4条 互助部に提出する請求書、申込書、届出書及びその他の書類は現職会員については所属所長を経由し、退職会員及び準会員については直接互助部に提出しなければならない。

(請求に関する制限)

第5条 給付の請求又は貸付の申込については、前月分までの会費が完納されたものでなければ、これを行うことができない。

第2章 給 付

(給付整理簿)

第6条 互助部は給付の種別毎に給付整理簿を備え、給付額、給付年月日、その他必要な事項を記入して整理しなければならない。

(療 養 費)

第7条 療養費の給付を受けようとするときは、療養費請求書（様式第3号）に療養費を支払った事実を証する書類を添えて互助部に提出しなければならない。

(災害見舞金)

第8条 災害見舞金の給付を受けようとするものは、災害見舞金請求書（様式第4号）に市町村長、警察署長又は消防署長の発行した罹災証明書を添えて互助部に提出しなければならない。ただし、現職会員にあっては互助組合と同一の用紙で行う。

(死亡弔慰金)

第9条 死亡弔慰金の給付を受けようとするものは、死亡弔慰金請求書（様式第5号）に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて互助部に提出しなければならない。ただし、現職会員にあっては互助組合と同一の用紙で行う。

(退 会 金)

第10条 退会金の給付を受けようとするものは、退会金請求書（様式第6号）に会員証を添えて互助

部に提出しなければならない。ただし、現職会員にあっては互助組合と同一の用紙で行う。

(請求人)

第11条 給付の請求人は会員又はその遺族及び会員の委任を受けた代理人でなければならない。

第3章 削 除

第12条 削除

第13条 削除

第4章 会 計

(振 込)

第14条 会費等の振込は互助部の指定する金融機関に払込むものとする。

(支 払)

第15条 給付金等互助部からの支払は銀行口座振替、銀行小切手又は、郵便振替をもって行う。

(会計帳簿)

第16条 互助部は会計に関する諸帳簿を備えて必要事項を記入し、証拠書類とともに整備しなければならない。

附 則

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第18条 この細則は、昭和47年4月1日より実施する。

2 この細則は、昭和58年5月23日から実施し、昭和58年7月1日から適用する。

附 則

改正後の細則は、昭和60年4月1日から実施する。

22. 財団法人 静岡県教職員互助組合 支部規約準則退職互助部内規準則

昭和47年4月1日制定
平成19年3月13日改正

第1条 財団法人静岡県教職員互助組合支部内の退職互助部に財団法人静岡県教職員互助組合支部規約準則（以下「支部規約準則」という）第5条に規定する役員のほかに退職会員の中から選出する次の役員をおく。

部長 1人 副部長 若干人 退職互助部幹事 若干人

- (1) 部長は退職会員を代表する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれに代わる。
- (3) 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による場合の任期は前任者の残任期間とする。

第2条 退職互助部幹事会は支部規約準則第6条に規定する幹事会の構成員並びに、部長、副部長、退職互助部幹事をもって構成する。

第3条 この内規は、退職互助部幹事会で改廃する。

第4条 この内規は、昭和47年4月1日から実施する。

23. 財団法人 静岡県教職員互助組合退職互助部 互助年金事業規程

昭和53年4月1日制定
昭和58年5月23日改正
平成13年3月9日改正
平成13年12月5日改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）退職互助部規程（以下「規程」という）第21条に基づき互助年金事業（以下「本事業」という）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2章 加入及び脱退

(加入資格)

第2条 本事業の加入資格は互助組合運営規約第9条第1項第2号並びに第4項に規定する会員が有するものとする。

2 本事業の加入者が死亡した場合で、その死亡した加入者の配偶者が退職互助部の会員であるときは、前項の規定にかかわらず希望によりそのものが継続して加入資格を有することができるものとする。

(加入申込及び契約)

第3条 本事業に加入しようとするものは、別に定める互助年金加入申込書を退職後6カ月以内に理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による加入契約については互助組合と指定金融機関とで締結した「互助年金事業に関する基本協定書」によるものとする。

(加入者)

第4条 前条の規定により契約を締結したものを本事業加入者（以下「加入者」という）とするものとする。

(資格喪失)

第5条 加入者への給付が終了したとき又は、加入者が死亡したときは、加入資格を喪失するものとする。

(加入の更新)

第6条 本規定第12条に定めるA型年金の加入者のうち給付期間終了後引き続き加入を希望するときは、前条の規定にかかわらず加入の更新（以下「加入更新」という）をすることができるものとする。

(脱 退)

第7条 加入者は、理事長が認めた場合のほかは原則として脱退できないものとする。

(加入者死亡に伴う受給権)

第8条 加入者が死亡したときは、その遺族が受給権を引継ぐことができるものとする。

(遺族の範囲及び相続の順位)

第9条 遺族の範囲及び相続の順位については民法に定めるところによるものとする。

第3章 拠出金及び加入契約

(拠出金)

第10条 加入契約書の拠出金は、1口50万円を申込単位とし、その整数倍とする。ただし、拠出限度額は、30口1,500万円とし、かつその者の退職金相当額の範囲内とする。

2 加入更新をするときの拠出金は、給付期間終了時の信託元本相当額を限度とする。

3 拠出金は別に定める方法により指定金融機関へ払い込むものとする。

(加入契約の締結時期)

第11条 加入契約は加入の申込後3か月以内に拠出金を払い込むことにより締結するものとする。

2 加入更新をするときの契約は最終給付月の前月20日までに締結するものとする。

第4章 給付

(給付の種類)

第12条 給付の種類及び内容は次の各号とする。

(1) 互助年金

イ A型年金

加入者に収益配当金をもとに年金として給付を行い年金給付期間終了時に拠出金相当額を給付するもの。

ロ B型年金

加入者に拠出金相当額と収益金をもとに年金として給付期間終了時まで分割して給付するもの。

ハ 遺族年金

加入者が年金給付期間終了前に死亡し、第2条第2項に規定する遺族が加入者の年金受給権を承継して年金で受取るときを希望したときに給付するもの。

(2) 脱退一時金

加入者の年金給付期間終了前に脱退により、そのものが年金に代えて一時金として受取るときを希望したとき給付するもの。

(3) 遺族一時金

加入者の年金給付期間終了前に死亡し、その遺族が年金に代えて一時金として受取るときを希望したとき給付するもの。

(4) 死亡弔慰金

加入者が死亡したときにその遺族に給付するもの。

(据置期間及び給付期間)

第13条 互助年金は、次の据置期間及び給付期間の組合せによるものとする。

(1) 据置期間は1年、3年、5年及び10年の4種類とする。ただし、加入更新のときの据置期間については、0年とすることができる。

(2) 給付期間は、5年、7年及び10年の3種類とする。

2 前項に掲げる据置期間及び給付期間の計算は第11条に定める加入契約締結日の属する月の翌月から起算する。

3 A型年金の加入者で、最終給付月の前月20日までに脱退又は、加入更新の申出がないときは、給付期間終了日における信託元本相当額を拠出金として据置期間0年、給付期間5年のA型年金に加入更新したものとする。

(給付金の額)

第14条 給付金の額は、次の各号の定める額とする。

- (1) 互助年金、脱退一時金及び遺族一時金は年金財政に応じ理事長が決定した額
- (2) 死亡弔慰金は1万円

(給付額の改訂)

第15条 前条に規定する給付金の額は金融情勢に変動があったとき又は、第18条に基づく年金財政の再計算の結果必要があるときは、改訂することができるものとする。

(給付の時期)

第16条 互助年金の給付の時期は、毎年5月25日及び11月25日の年2回とし、それぞれ前月までの分を給付するものとする。

- 2 脱退一時金、遺族一時金及び死亡弔慰金の給付の時期は請求のあった日の属する月の翌月の25日とするものとする。

(給付金の請求)

第17条 第12条に規定する脱退一時金、遺族一時金、死亡弔慰金の請求及び遺族年金の申込は、所定の用紙により行うものとする。

第5章 制度の運営

(年金財政の計算)

第18条 本事業の財政については、その健全化を図るため3年ごと又は、理事会の要請により財政計算をするものとする。

(基本協定の締結)

第19条 互助組合は、本事業の運営にあたって指定金融機関と「互助年金事業に関する基本協定書」を締結するものとする。

(事務の委託)

第20条 互助組合は、本事業に関する事務について指定金融機関と「互助年金に関する事務協定書」を締結するものとする。

第6章 会 計

(特別会計)

第21条 本事業に係る会計は特別会計(互助年金事業会計)とする。

(会計年度)

第22条 本事業の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(決 算)

第23条 本事業の決算は会計年度終了後2か月以内に決算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第7章 雑 則

(加入者証の交付と返納)

第24条 理事長は加入者に互助年金加入者証(以下「加入者証」という)を交付するものとする。

- 2 加入者は、加入資格を喪失したとき又は、脱退したときは、加入者証を理事長に返納しなければならない。

(証書の保護預り)

第25条 互助年金事業に関する基本協定書第2条に規定する証書は、理事長が保管するものとする。

2 前項により保管した証書は速やかに指定金融機関に保護預りするものとする。

(受益権の処分禁止)

第26条 加入者又はその遺族は、本事業にかかわる受益権を、指定金融機関の互助年金信託約款に関わらず譲渡又は、質入することはできないものとする。

(権利の消滅)

第27条 本事業の給付を受ける権利は次の各号に掲げる期間内に受給しないときは、消滅するものとする。

- (1) 互助年金は給付期間終了後10年
- (2) 脱退一時金及び遺族一時金は給付事由発生後10年
- (3) 死亡弔慰金は死亡した日から起算して2年

(事業の廃止に伴う残余資産の処理)

第28条 本事業の廃止に伴う残余資産の処理は理事会が行うものとする。

附 則

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会で行うものとする。

(実施時期)

第30条 この規程は、昭和53年6月10日から実施し、昭和53年4月1日から適用する。

2 この規程は、昭和58年5月23日から実施し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(互助年金新スキームへの移行に伴う幹事銀行の変更に関する特例)

1 幹事銀行の変更は、次の各号によるものとする。

- (1) 互助年金の一部又は全部を脱退し、規程第3条第1項に関わらず、幹事銀行を変更することができるものとする。
- (2) 幹事銀行の変更ができる者は、平成14年3月31日以前に互助年金に加入した者に限るものとする。
- (3) 附則第1号により幹事銀行を変更しようとする者は、別に定める互助年金加入申込書を平成14年4月1日から平成14年9月30日までに理事長に提出するものとする。
- (4) 附則第1号による変更の場合の据置期間及び給付期間は、規程第13条第1項に関わらず次のとおりとする。

据置期間は、0年、1年、3年、5年、10年の5種類とする。

給付期間は、5年、7年、10年の3種類とする。

2 この特例は、平成13年12月5日から施行する。

24. 財団法人 静岡県教職員互助組合会計規則

昭和54年7月23日制定
平成元年5月11日改正
平成4年8月26日改正
平成8年3月13日改正
平成9年12月16日改正
平成14年10月10日改正
平成15年3月14日改正
平成18年3月15日改正
平成18年5月19日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という）の寄附行為を受け公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき組合の会計処理を適正かつ、円滑に行うことを目的とする。

(会 計 年 度)

第2条 互助組合の会計年度は、寄附行為の定めるところにより毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会 計 区 分)

第3条 互助組合の会計は次の各号に分けて経理処理を行う。

- (1) 業務会計
- (2) 短期会計
- (3) 長期会計
- (4) 特別積立金事業会計
- (5) 公益事業会計
- (6) 退職互助部事業会計
- (7) 福祉基金積立金事業会計
- (8) 互助年金事業会計
- (9) サンレイク美浜会計
- (10) おしば会館会計

(予 算 準 拠)

第4条 互助組合は毎事業年度に前条に定める会計区分によって収支予算書を作成し、収支の執行については、原則として予算に準拠して行わなければならない。

(経 理 責 任 者)

第5条 経理責任者は専務理事とする。ただし、経理責任者に事故あるときは常務理事又は事務局長がこれに代わって職務を代行することができる。

(経 理 事 務 担 当 者)

第6条 経理事務担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理する。

第2章 削 除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第3章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第10条 互助組合の会計処理に必要な勘定科目は、別に定める。

(会計帳簿)

第11条 互助組合の会計帳簿は次の各号とし、複式簿記に従って必要事項を明瞭かつ整然と記録しなければならない。ただし、必要に応じ補助簿は増設することができる。

(1) 主要簿

イ 総勘定元帳（節別内訳簿）

(2) 補助簿

イ 基本財産内訳帳

ロ 資産負債内訳帳

ハ 現金出納帳

ニ 固定資産台帳

ホ 備品台帳

ヘ 収支予算の管理に必要な帳簿

ト その他必要な補助簿

(会計伝票)

第12条 互助組合の会計処理に使用する伝票は次の各号とし、証憑に基づいて作成しなければならない。

(1) 現金伝票

(2) 仕訳伝票

(会計帳簿等の保存期間)

第13条 会計帳簿、計算書類、収支予算書及び会計伝票、領収書等の保存期間は次の各号とする。

(1) 収支決算書、収支予算書 永久保存

(2) キャッシュ・フロー計算書 10年

(3) 総勘定元帳、補助簿としての会計帳簿 10年

(4) 現金伝票、仕訳伝票及び領収書 7年

(5) 長期保存の必要のない伝票、帳簿書類等 7年

第4章 収支予算書

(収支予算書)

第14条 収支予算書は法人の資金的立場からの運営を円滑にするため資金の受入、払出が実行可能であるよう収支計算における資金の収支の均衡を考慮し、事業計画を基本に編成する。

(収支予算の編成時期)

第15条 収支予算は事前議決主義により事業年度開始前に編成し、理事会の承認を得なければならない。

(予算執行の例外)

第16条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により事業年度開始前に議決機関の承認が得られなかった場合は、理事長の承認を経て、その間の収支について前年同月の実績額の範囲内において予算執行することができる。

(予算の遵守)

第17条 予算の執行にあつては、原則として予算外支出、予算の流用をしてはならない。

(予算の流用)

第18条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由による場合は、理事長の承認を得て支出予算科目間の予算の流用を行うことができる。

(予備費の計上と使用)

第19条 予備費には、予測し難い支出に当てるための相当額を計上し、その使用については理事長の決裁を得なければならない。

(収支予算書の様式)

第20条 収支予算書の様式は、公益法人会計基準の定める様式により作成する。

第5章 契 約

(契約担当者)

第21条 互助組合の契約は、理事長が行う。

(契約の種類)

第22条 契約の種類は、次の各号とする。

- (1) 競争契約
- (2) 随意契約

(競争契約)

第23条 理事会が特に指定した場合は、競争契約とし競争入札を行う。

(随意契約)

第24条 前条以外の契約は随意契約とする。

2 随意契約によろうとするときは、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、2人以上から見積書をとらなければならない。ただし次の各号の一に該当する場合は、省略することができる。

- (1) 法令の規定により価格の定められている物件を買い入れるとき
- (2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差支えない物品を買い入れるとき
- (3) 前各号以外の契約で、一件の予定価格が100万円未満の契約をするとき及び、理事長が特に認めた物件を買い入れるとき

第6章 出 納

(金銭の範囲)

第25条 この規則において金銭とは現金、諸預貯金(当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、金銭信託、郵便貯金等)、小切手、郵便為替証書その他、随時通貨と引き換えることのできる証書をいう。

2 有価証券及び手形は金銭に準じて取り扱う。

(金銭の出納)

第26条 金銭の出納は経理事務担当者が伝票及び、証憑類等に基づいて行う。

2 収納の場合は領収書を発行し、支払いの場合には相手先の受領書の收受を必ず行わなければならない。

(金銭等の保管)

第27条 金銭に含まれる現金、有価証券、預金証書等及び金銭領収証、銀行使用印、その他金銭に類する重要物件については、経理責任者の責任において厳重に管理し、所定の金庫に保管するととも

に必要な応じ金融機関等の保護預かりをしなければならない。ただし、小口現金については、経理責任者の監督のもとに経理事務担当者に移管させることができる。

- 2 手元現金は当座の必要額を除き遅滞なく銀行に預入しなければならない。
- 3 期日に入金にならない物件が発生した場合は、速やかにその対策を図ると同時に経理責任者の指示を得なければならない。
- 4 金銭を収受するための未使用領収証用紙の保管は経理事務担当者が厳重に保管し、領収証用紙には一連番号を付して、その残高を確認し、取消、誤記入重複番、欠番等については不正の生じないよう十分な配慮を行わなければならない。

(金銭の残高照合)

第28条 現金は毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月末日の残高を銀行通帳と照合してその正確を期さなければならない。また、その他のものについては適宜又は必要に応じて残高を関係帳簿、現物、預り証等と照合して実存性、正確性を期さなければならない。

(金融機関との取引)

第29条 金融機関との取引をする場合の金融機関の決定、停止については、経理責任者を通じて理事会の承認を得なければならない。これらの取引の名義人は原則として理事長名とし、職名を付して設定する。

(金銭の運用及び借入金)

第30条 事業上必要とする日常の手持現金以外の金銭について、この運用方法はすべて理事長の指示によるものとし、堅実なもの以外に運用してはならない。

- 2 借入れを行う場合は理事会の承認による借入限度額の範囲内とし、借入先、借入金額、借入金利息等の決定は理事長の承認を得なければならない。
- 3 年度を越えない短期の借入れについてはこの限りでない。

第7章 固定資産

(固定資産の定義)

第31条 固定資産とは組合が有する資産のうち流動資産、繰延資産以外の資産で1年を越えて有する資産をいい、耐用年数1年以上、取得価額20万円以上の事業用有形固定資産及びその他の固定資産としての無形固定資産、投資等の資産をいう。固定資産の計上区分は次の各号による。

(1) 基本財産

基本財産としての有形固定資産で土地、建物、構築物、機械及び装置

基本財産として定めた貸付信託及び、出資金

(2) その他の固定資産

基本財産以外の有形固定資産

互助組合員への貸付金

借地権、電話加入権等

有価証券、1年を越える長期性定期預金及び貸付信託、金銭信託

(取得価額)

第32条 固定資産の取得価額は次の各号による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及び付帯費用(投資有価証券などを含む)
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用及び付帯費用
- (3) 無償取得によるものは、取得時の適正な時価評価額

(取得、譲渡、除去等)

第33条 固定資産の取得、譲渡、除去等については、原則として理事会の承認がなければ行うことが

できない。ただし、少額のもので理事長が決裁したものはこの限りでない。

(登記、担保、保険等)

第34条 不動産登記を必要とする固定資産については、取得後遅滞なく登記を行い、火災等の損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

また、固定資産を担保に供する場合は、議決機関の承認を受けなければならない。

(減価償却)

第35条 固定資産の減価償却については減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数、償却率によって毎事業年度末に実施することとし、その方法は定額法又は定率法による。

(固定資産の管理)

第36条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価額、減価償却額、簿価等の所要事項の記録を行い固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならない。

(固定資産台帳と現物の照合)

第37条 固定資産の管理責任者は、固定資産の管理に当たり、常に良好な状態であることに留意し、毎事業年度1回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実存性を確かめなければならない。もし紛失、き損、滅失等が生じた場合は、速やかに経理責任者に報告し、その処置について指示を仰がなければならない。

第8章 物 品

(物品の範囲)

第38条 物品とは事務用器具備品、消耗品等で耐用年数1年未満又は1個1組の取得価額が20万円未満のもので費用支出となる資産をいう。

(物品の購入)

第39条 物品の購入は発注伝票に基づいて行う。

(物品の管理)

第40条 物品は常に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に使用しなければならない。

2 物品の受払いについては、物品管理係が物品受払台帳を設け、受払いについての所要の記録を行い残高を明確にしておかななければならない。ただし、事務用消耗品については、管理者の責任において物品受払台帳の記入を省略することができる。

(物品の処分及び廃棄)

第41条 物品の処分及び廃棄については、物品管理係がこれに当たり、経理事務担当者の承認を得たうえで行う。

第9章 決 算

(目 的)

第42条 決算は各事業年度の会計記録を集計計算し、収支の状況及び当該事業年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第43条 互助組合は、毎事業年度終了後2カ月以内に当該事業年度末における次の各号の計算書類を作成しなければならない。

(1) 貸借対照表(貸借対照表総括表)

- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 財産目録
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 収支計算書（収支計算書総括表）
- (6) 必要により附属明細書

2 計算書類の様式は公益法人会計基準に定めるところによる。

3 収益事業に係る計算書類については、企業会計の定めるところによる。

(監 査)

第44条 互助組合の監査については、監事監査規程による。

(報 告)

第45条 前条により監事の監査を受けた計算書類及び事業報告書は理事会の承認を得た後に速やかに主務官庁に提出しなければならない。

第10章 雑 則

(規則の疑義の決定)

第46条 この規則に定められた事項又は、定めのない事項について疑義が生じた時は、理事会の決議によって解決する。

(規則の改廃)

第47条 この規則の改廃は、理事会で行う。

附 則

この規則は、平成元年5月11日から実施し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規則は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規則は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規則は、平成4年8月26日から実施し、平成4年6月1日から適用する。

附 則

改正後の規則は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

改正後の規則は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この変更は、平成14年10月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成15年3月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成18年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成18年5月19日から施行し、平成18年5月19日から適用する。

25. 財団法人 静岡県教職員互助組合情報公開規程

平成12年4月1日制定
平成18年3月15日改正

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「当法人」という。）が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正、平成10年12月4日一部改正）に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

(管 理)

第2条 当法人の情報公開に関する事務は、総務係長が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 当法人の情報公開の対象とする資料は、次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 計算書類
 - 貸借対照表
 - 正味財産増減計算書
 - 財産目録
 - キャッシュ・フロー計算書
- (5) 事業計画書

2 前項の資料は、次のものとする。

- (1) (1)及び(2)については、可能な限り最新の状態のもの
- (2) (4)については、「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの

3 第1項の資料のうち(3)及び(4)については、当該事業年度終了後3か月以内に備え、5年間備え置くものとし、(5)については、当該事業年度の開始後3か月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

4 その他 法令等に定める事項

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、財団法人静岡県教職員互助組合事務局とする。

2 閲覧の日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前9時から午後3時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 当法人の公開する情報の閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。
- (2) 総務係担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。

2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 第3条第1項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、事務局次長又はその指

示をする者が応答し、様式 3 に定める質疑応答記録簿に記載し整理する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この変更は、平成18年 3 月15日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

26. 財団法人 静岡県教職員互助組合貸倒引当金に関する規程

平成15年3月14日制定
平成18年12月8日改正

(根 拠)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合運営規約第49条の2第2項に基づき、貸倒引当金に関して必要な事項を定める。

(貸倒引当金繰入額)

第2条 貸倒引当金繰入額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

- (1) 当年度貸付金期末残高に1,000分の1を乗じて得た額
- (2) 回収困難と判断される債権が発生した場合は、その貸倒れの見積り額

(貸倒引当金の負担)

第3条 貸倒引当金繰入額は、長期会計、特別積立金事業会計、退職互助部事業会計の責任準備金でそれぞれ按分して負担するものとする。

(貸倒引当金の取崩し)

第4条 貸付審査委員会で貸倒れと決定した場合には、同額の貸倒引当金を取崩し、貸倒損失を補填する。

(事務処理)

第5条 貸倒引当金に関する事務処理要項は、別に定める。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成15年3月14日から施行し、平成15年3月25日から適用する。

附 則

この変更は、平成18年12月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

27. 財団法人 静岡県教職員互助組合個人情報保護規程

平成17年5月20日制定

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、寄付行為第4条に係る事業遂行上の目的から収集、処理された情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）を除く。

(互助組合の責務)

第3条 互助組合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する静岡県（以下「県」という。）の施策に協力する。

(収集の制限)

第4条 互助組合は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集する。

2 互助組合は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により収集する。

3 互助組合は、個人情報を収集するときは、本人から収集する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 県その他の行政機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (6) 本人から収集することにより個人情報取扱事務事業の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。

4 互助組合は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務事業の目的を達成するために必要があり、かつ、欠くことができないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 病歴その他個人を特定する身体に関する個人情報
- (3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- (4) 集団示威行為への参加その他政治的権利の行使に関する個人情報

(利用及び提供の制限)

第5条 互助組合は、個人情報の収集目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は互助組合以外のものに提供しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第6条 互助組合は、法令等に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、互助組合の保有する個人情報を互助組合以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、互助組合以外のものに対し、個人情報を提供しない。

(提供先に対する措置の要求)

第7条 互助組合は、個人情報を互助組合以外の者に提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求める。

(適正管理)

第8条 互助組合は、個人情報取扱事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努める。

2 互助組合は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努める。

3 互助組合は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去する。

(役職員等の義務)

第9条 互助組合の役職員又は役職員であった者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の監督)

第10条 互助組合は、職員等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託に伴う措置)

第11条 互助組合は、個人情報取扱事務事業を委託しようとするときは、その契約において、委託を受けた者が講ずべき安全確保の措置を明らかにするものとする。

(個人情報取扱事務事業目録の作成及び閲覧)

第12条 互助組合は、個人情報取扱事務（互助組合の役職員又は役職員であった者に係る事務を除く。）について、個人情報取扱事務事業目録（様式第1号）を作成し、閲覧の申出があったときは、これに応ずる。

(個人情報の開示)

第13条 互助組合は、互助組合が現に保有している個人情報であって、検索し得るものについて、本人から開示の申出があったときは、本人であることを確認の上、これに応ずる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について、開示しないことができる。

- (1) 開示することにより、第三者の正当な利益を損なうと認められる情報
- (2) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
- (3) 法令等の規定により、開示することができない情報
- (4) 互助組合と県との間の協議、依頼等に基づく事務事業に関する情報であって、開示することにより、互助組合と県との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (5) 開示することにより、互助組合の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのある情報

2 開示の申出は、本人情報開示申出書（様式第2号）を互助組合に提出して行う。

(開示の申出に対する通知等)

第14条 互助組合は、個人情報の開示の申出があったときは、当該申出のあった日から起算して15日

以内に、開示の申出に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をし、遅滞なく、開示の申出をした者に通知する。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、この限りでない。

2 開示の申出をした者への通知は、本人情報開示決定通知書（様式第4号）又は本人情報部分開示決定通知書（様式第5号）又は本人情報不開示決定通知書（様式第6号）により行う。

3 互助組合は、開示する旨の通知をしたときは、速やかに開示の申出をした者に対し、当該個人情報を開示する。

（個人情報の訂正の申出）

第15条 互助組合は、前条第3項の規定により開示を受けた者の個人情報について、本人から訂正（訂正のための追加及び削除を含む。以下同じ。）の申出があった場合は、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実の誤りがあると認められるときは、これに応ずる。

2 訂正の申出は、本人情報訂正等申出書（様式第3号）を互助組合に提出して行う。

（個人情報の利用又は提供の停止の申出）

第16条 互助組合は、互助組合が現に保有している個人情報、第5条の規定に違反して利用され、又は提供されているとの申出があった場合は、本人であることを確認の上、当該個人情報の利用又は提供に違反があると認めるときは、これに応ずる。ただし、当該個人情報の利用又は提供の停止に多額の費用を要する場合、その他利用又は提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 利用又は提供の停止の申出は、本人情報訂正等申出書（様式第3号）を互助組合に提出して行う。

（訂正等の申出に対する通知等）

第17条 互助組合は、第15条又は第16条の申出があったときは、必要な調査を行い、当該申出のあった日から起算して20日以内に、当該申出に係る個人情報の全部又は一部の訂正、利用又は提供の停止をするかどうかを決定し、遅滞なく、当該申出をした者に通知する。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、この限りでない。

2 訂正等の申出をした者への通知は、本人情報訂正等決定通知書（様式第7号）により行う。

3 互助組合は、訂正、利用又は提供の停止をする旨の通知をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正、利用又は提供の停止をする。

（国、静岡県、他の地方公共団体との協力）

第18条 互助組合は、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、静岡県及び地方公共団体に協力を要請し、又は国、静岡県及び地方公共団体の協力の要請に応ずる。

（費用の負担）

第19条 第13条の開示に要する費用については、公立学校共済組合規程の規則を準用する。

（苦情の処理）

第20条 互助組合は、互助組合が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努める。

（教育）

第21条 教育責任者は、個人情報管理コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従って、役員及び職員に継続的かつ定期的に教育を行うものとする。

（監査）

第22条 理事長は、監査責任者を任命し、個人情報保護に関する監査を原則として年1回以上行わせるものとする。

2 監査責任者は、監査計画書を作成し、監査スケジュール、チェックリスト等を定めて監査を実施するものとする。

3 監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、理事長に報告するものとする。また、報告書については、適正に管理・保管するものとする。

(懲 戒)

第23条 個人情報コンプライアンス・プログラムに違反した事務局職員の懲戒は、就業規則の定めるところによる。

(補 則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

2 法令等の規定により、個人情報の取扱いに関する定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

(施行 期 日)

1 この規程は、平成17年5月20日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規程の施行前に互助組合が行った個人情報の収集等は、この規程に基づいて行われたものとみなす。

28. 社団法人清水教育協会から寄付を受けた建物の運営規程

平成18年5月19日制定

(根 拠)

第1条 この規程は、財団法人静岡県教職員互助組合特別積立金事業規程第2条第5号に基づき、社団法人清水教育協会から寄付を受けた建物の運営に必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この規程にいう建物は、財団法人静岡県教職員互助組合の円滑な運営を図るための拠点としての機能を果たすとともに地域の教育文化の振興発展に寄与することを主たる目的として使用する。

(名 称)

第3条 この規程にいう建物の名称は財団法人静岡県教職員互助組合おしば会館（以下「会館」という）と称する。

(会 計)

第4条 会館運営のための経理は、特別会計とし独立採算を原則とする。

第5条 会館を運営するための必要な経費は貸室料、会議室利用料、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(入居団体)

第6条 入居団体は、理事長が決める。

(利用者の範囲)

第7条 利用者の範囲は次の各号とする。

- (1) 組合員、退職互助部会員
- (2) 教育関係団体
- (3) 組合員、退職互助部会員の紹介を得たもの
- (4) その他館長が認めたもの

(利用の拒否又は取消)

第8条 次の各号については利用を拒否又は取消することができる。

- (1) 公衆衛生上有害と認められるもの
- (2) 風紀秩序をみだし他人に迷惑をかけるもの
- (3) 管理上支障があると認められるもの

(貸室料及び会議室利用料)

第9条 貸室料及び会議室利用料は別に決める。

(管 理)

第10条 会館を運営するために管理運営委員会を設ける。

第11条 管理運営委員会の審議事項は次の各号とする。

- (1) 会館の運営に関すること
- (2) 会館の有効利用に関すること
- (3) その他会館の運営に関する必要な事項

第12条 管理運営委員は12人以内とし、理事長が委嘱する。

第13条 管理運営委員会は、理事長が招集する。

(職 員)

第14条 会館に次の職員を置く。

館 長 1人
職 員 1人

- 2 館長は清庵支部事務局長が当たるものとする。
- 3 館長は会館の管理運営に関する事務をつかさどる。
- 4 職員は理事長が任免する。

第15条 館長及び職員の服務、給与については別に決める。

(管理運営委員会への委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、会館の運営に必要な事項は、管理運営委員会で決める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第18条 この規程は、平成18年5月19日から実施する。

退職慰労金等算出基準

平成2年3月13日制定
平成8年3月13日改正

(退職慰労金の算出基準)

第1条 運営規約第38条第2項に規定する退職慰労金の算出は次の各号によるものとする。

- (1) 平成8年3月31日以前に互助組員であった者については、「平成8年3月31日以前の規定に基づき積算管理された額」に、平成8年4月1日以降に納入した長期掛金の総計額を加えた額とする。
- (2) 平成8年4月1日以降に互助組員となった者については、納入した長期掛金の総計額とする。

(特別積立金退会金の算出基準)

第2条 特別積立金事業規程第11条第2項に規定する退会金の算出は次の各号によるものとする。

- (1) 平成8年3月31日以前に互助組員であった者については、「平成8年3月31日以前の規定に基づき積算管理された額」に、平成8年4月1日以降に納入した特別積立金会費の総計額を加えた額とする。
- (2) 平成8年4月1日以降に互助組員となった者については、納入した特別積立金会費の総計額とする。

(退職互助部退会金の算出基準)

第3条 退職互助部規程第16条第2項に規定する退会金の算出は次の各号によるものとする。

- (1) 平成8年3月31日以前に互助組員であった者については、「平成8年3月31日以前の規定に基づき積算管理された額」に、平成8年4月1日以降に納入した退職互助部会費の総計額を加えた額とする。
- (2) 平成8年4月1日以降に現職会員となった者については、納入した退職互助部会費の総計額とする。

(用語の定義)

第4条 前各条でいう「平成8年3月31日以前の規定に基づき積算管理された額」とは、平成8年3月31日以前の規定に基づいて仮に算定した、平成8年3月31日現在の「退職慰労金」、「特別積立金退会金」、「退職互助部退会金」の額をいう。

(基準の改廃)

第5条 この基準の改廃は、理事会で行う。

(実施期日)

第6条 この基準は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

改正後の基準は、平成8年4月1日から実施する。

付表第1 削除	付表第5 削除
付表第3 削除	付表第6 削除
付表第4 削除	付表第7 削除
別表第1 削除	付表第8 削除
別表第2 削除	付表第9 削除
付表第2 削除	別表第3 削除

福祉基金積立金事業実施要項

平成8年4月1日制定

1. 根拠規程

運営規約第58条の2第2号

2. 趣 旨

21世紀を目前にひかえ、「急速な高齢化の進展」、「自由時間の増加」など、社会環境は大きく変化している。このような諸情勢によって、会員の福祉的支援のニーズは年ごとに高まり、多様化してくるものと思われる。したがって、こうした展望のもと、将来、時宜に合った確かな支援事業を可能とするために、現退一体的運営の基本理念にそって、福祉基金の積立を開始し、将来事業に備えるものである。

3. 事 業

将来実施する事業の一例としては、

介護や看護並びに、一人暮らしや障害者に関わる支援事業

生きがい創造事業や社会奉仕に関わる支援事業

地域福祉活動の拠点となる施設や、宿泊施設等の充実に関わる支援事業

等が考えられるが、これらの事業は、福祉基金の生む果実をもって賄うものとする。

4. 会 計 措 置

- (1) 長期会計並びに特別積立金事業会計から、毎年度、予算の範囲内で一定額を「福祉基金」として拠出する。
- (2) 前項の拠出金は、福祉基金積立金事業会計を設けて積立てる。

5. 積 立 期 間

平成8年度から20年間

6. 積立金の管理と運用

積立金は、理事長の管理のもとに預金、債券、貸付金等をもって効率的に運用するものとする。

7. 要項の改廃

この要項は、理事会において改廃する。

8. 実 施 時 期

- (1) 積立金は、平成8年4月1日から実施する。
- (2) 事業については、福祉基金の積立残高が事業実施可能額に達した時点で実施する。(積立て開始から概ね10年経過後)

財団法人 静岡県教職員互助組合債権償却事務処理要項

平成15年3月14日制定
平成18年12月8日改正

1. 根拠規程

財団法人静岡県教職員互助組合貸倒引当金に関する規程第5条

2. 貸倒引当金台帳

組合は、貸倒引当金台帳を備えて、回収不能と判断した債権について、その経緯等必要な事項を明らかにしておかなければならない。

3. 貸付金残高が清算期限までに納入されない場合の回収方法

(1) 貸付金残高の回収は、次の各号をもって行うものとする。

催告通知（内容証明郵便・配達証明付）を送付する。

専門家の指導に基づく対応。

その他必要な手続き。

(2) 即時一括弁済を原則とする。ただし、一括弁済が不可能な場合は、理事長の決裁を得て分割払いも可能とする。

4. 事務の流れ（例）

3 / 31 退職

清算書送付

4 / 23 退職一時金支給日 払い切れない

清算期限は、退職一時金支給日から30日

5 / 23 清算期限 全納されない 催告通知発送

弁済期限は、清算期限から30日

6 / 23 弁済期限 全納されない 専門家等の指導の基に対応

回収継続

回収不能の判断 貸倒れの決定（貸付審査委員会）

5. 貸倒れと決定した場合の処理

貸倒引当金を取崩して貸倒損失を補填する。

6. 要項の改廃

この要項の改廃は、理事長が行う。

7. 施行期日

この要項は、平成15年3月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成18年12月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

教職員互助組合サポーター会員（互助新聞シリーズ購読会員）制度要項

平成16年3月16日制定

1. 目的

将来見通しがたたない年金、健康保険等の問題は、会員の生活に不安をかきたてているが、このような時こそ相互扶助を基盤とした互助組合の存在意義は大きい。

その互助組合を活用するためには、会員一人一人が互助組合の事業を理解することが基本である。現在、互助新聞、また、支部組織等をとおして事業の周知に努力しているが、会員が5万6千人（現職組合員と、退職会員を合わせた数）を超え、今後とも会員が増えていくことが予想される中で、会員から会員へとそのよさを伝えていく手段があればさらに互助組合への理解は深まっていくと考えられる。

具体的には、生きがい事業の一環として互助新聞の連載記事を一冊に纏めて発行し、その購読会員を募り、会員の輪を広げていくことによって互助組合への関心を高めていきたい。

そのために、教職員互助組合サポーター会員（互助新聞シリーズ購読会員）制度を設ける。

2. 事業内容

- (1) 互助新聞の連載記事を一冊に纏めて発行（以下「互助新聞シリーズ」という）する。
発行回数は年2～3回程度とする。
サポーター会員宅あて郵送する。
- (2) モニター（monitor）
- (3) その他必要な事業

3. サポーター会員の構成

- (1) 財団法人静岡県教職員互助組合組合員及び退職会員（準会員含む）の希望者をもって構成する。
- (2) サポーター会員の募集は、互助新聞等で行う。

4. サポーター会員の加入方法

- (1) はがきにサポーター会員申込、自宅住所、氏名、電話番号、組合員番号（会員番号）を明記して財団法人静岡県教職員互助組合あて申し込む。
- (2) 更新手続きは、必要ない。
- (3) サポーター会員の会員証は、発行しない。（会費振込控えをもって会員の証にかえる）

5. サポーター会員の会費

- (1) サポーター会員の年度会費は、1,000円とする。
- (2) 所定の振込用紙にて送金する。

6. 加入時期

- (1) 随時加入できる。
- (2) 一度退会した者が、再度加入することもできる。（再加入の時は、再度はがきにて申し込む）

7. 退会

- (1) 年度会費が入金しない時は、退会とみなす。（退会手続きは、必要ない）

(2) 何時退会しても、会費は返金しない。

8. 事務処理

(1) サポーター会員の事務処理は、財団法人静岡県教職員互助組合県事務局にて行う。

(2) 担当部署は、総務係広報担当とする。

9. 会計

(1) 短期会計で取り扱う。

(2) サポーター会員の会費収入は、雑収入で受ける。

(3) 発行経費は、広報事業費から支出する。

10. 要項の改廃

この要項の改廃は、理事長が行う。

11. 実施時期

この要項は、平成16年4月1日から実施する。